



3月号
Vol.12
MAR. 2003

山梨自治風

特集

自治・新しい動き

自治・新しい動き

知事就任挨拶

巻頭随想

まち自慢

市町村リレーまちづくり夢づくり

まちなみ

南都留郡鳴沢村



— 憩いと交流の自然公園 —

なるさわ クリエーションパーク

「なるさわクリエイションパーク」は、自然との共生、交流・文化の拠点として平成十二年に完成した総合公園で、中央道河口湖インターから車で十五分ほどの、国道一三九号線沿いにあります。

富士北麓の樹海の中、九十三km²の広大な敷地に「富士山博物館」、**「道の駅なるさわ」**、「自然探索路」などの施設と乗用車二〇〇台の収容が可能な駐車場を備え、地域の新しい名所として話題を集めています。

【なるさわ富士山博物館】
富士山の生い立ちからしくみ、周辺の自然を最新のテクノロジにより紹介しています。座席数三六〇の多目的ホール「フジエポックホール」も併設されています。



自然探索路

います。

【道の駅なるさわ】物産館、インフォメーションコーナー、軽食コーナーがあり、鳴沢村産の高原野菜や山菜などの特産品、富士桜の実を使った富士桜ソフトクリームが人気を集めています。

【自然探索路】
野草や溶岩樹型を観察できる一周約一・五kmの散策路で、沿道にはベンチや東屋があり、子供からお年寄りまで気軽に自然を満喫できます。



なるさわ富士山博物館

鳴沢村観光協会 道の駅なるさわ内
TEL.0555-85-3900

鳴沢村役場企画課
TEL.0555-85-2311

3月号
Vol.12
MAR. 2003



宝寿院のシダレザクラ

宝寿院は平安時代に栄えた平塩山白雲寺の百ヶ所あったといわれる支坊のひとつです。真言宗の古い寺で、夢想国師の築造と伝えられるこの庭園は、訪れる人々に心静かなひとときを与えてくれます。この境内には記念物のコノテガシワとアララギの巨樹、そして「宝寿院の桜」として親しまれています。シダレザクラが春の風景をかもしだします。

(写真:市川大門町提供)

まち自慢	鳴沢村 「なるさわクリエイションパーク」	表2
知事就任挨拶	山梨県知事 山本栄彦	2
巻頭随想	新「南部町」の幕開けに際して 元南部町・富沢町合併協議会会長 小沢介三	4
市町村リレー	「市川大門町」	6
特集	自治・新しい動き	
特集1	男女共同参画社会について	11
特集2	障害者支援費制度について	15
特集3	預金保険制度の改正と地方公共団体における公金管理について	22
合併コーナー		26
	合併市町村のまちづくり	
	がんばっていまーす!!	28
苦言・提言	“山梨ブランド”を創ろう 株式会社はくばく代表取締役社長 長澤利久	30
電子自治体コーナー		31
	電子市町村共同システムについて	
自治Q & A		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	山本 紘子さん(竜王町)・編集後記	表3

時の人

公立病院の民間移管

石和町立峡東病院は昨年(2002年)の十月一日より経営を民間に移管しました。公立病院の民間移管は全国でも二例目です。このことにより毎年の町からの赤字補助金は必要なくなりました。また、移管に当たっては、職員の退職金以外の財政支出はほとんどありませんでした。

この移管処理を先頭に立って行ったのが、助役の島田修さんです。島田さんは「前例がない中で、一つ一つの事務処理が暗中模索であり、総務省にも何度も足を運びました。また、移管に当たり五十八人の職員の新たな受け入れ先を探したり、中には結果として退職を選択した職員もあり、非常に辛かった。移管後の病院が地域の医療機関として順調に運営されていくよう期待しています。」とお話してくださいました。

また、「全国でも例のないことなので、最近全国より先進事例として、問い合わせがありますが、自分達の経験が少しでも皆さんのために役立ってほしいと思っています。」とおっしゃっていました。



石和町 助役 島田 修さん

地方主権の確立 「誇れる郷土・活力ある山梨」の 実現を目指して



山梨県知事
山本 栄彦

はじめに

このたび、県民の皆様の温かい御支持により、第58代山梨県知事に就任いたしました。県政担当に当たり、私の思うところの一端を申し上げ、市町村の皆様方への御挨拶とさせていただきます。

私は、政治の世界に身をおいて以来、常に清潔、公正・公平で一党一派に偏しない政治姿勢を旨として、取り組んで参りました。今後も、この政治姿勢を堅持し、幾多の先人達が積み重ねてきた歴史の上に立って、改革を推進し、県民の皆様の信頼に応えて参る所存であります。

山梨の三つの宝

さて、私は、今回の知事選の遊説で、県内各地をくまなく巡ることができ、また、多くの方々とお出会う機会に恵まれました。そうした中で、私は、ある一つの発見をすることができました。それは、山梨には三つの宝がある、ということでもあります。

その一つは、まず、この素晴らしい天与の自然であります。遊説中、家並みが途切れた時、車窓から望む富士の雄姿、雪を抱いた甲斐駒ヶ岳などの南アルプスや八ヶ岳の山々、山間を流れる清流のせせらぎなどの自然に、幾度となく疲れを癒されました。私は、この風光明媚な自然景観は本県の大きな資産であり、しっかりと守り育て、次代に引き継いでいくことが知事の最大の責務であるとの感を強くいたしました。

二つ目は、県民の持つエネルギー、底力の強さを、改めて実感したことでもあります。本県は、周囲を高い山に囲まれていることなどから、古代より県の区域がほとんど変わらず、このため、独立国と

も言えるような独自の文化に加え、甲州人気質と呼ばれる強い自主独立の精神と気力にみまざる県民性を育んで参りました。庶民の底力は、江戸時代、江戸に勝るとも劣らない庶民文化の花を咲かせ、また、時に、江戸末期の郡内騒動や明治初期の大小切騒動などのように土性骨となつて表れました。その一方では、先見の明と大胆な行動力で、我が国の発展の礎を築く上で大きな力となつた甲州財閥と呼ばれる幾多の偉大な実業家を輩出しました。このように本県の歴史は、庶民の底力を抜きにしては語れず、甲州人気質は今も私たちの血の中に脈々と受け継がれています。

三つ目の宝は、このような豊かな自然と先人たちのためゆめ努力で育まれた、香り高い歴史や文化、個性あふれる産業が各地に息づいていることです。どのように情報化が進んでも、地域には、お国なまりが生きております。厳しい寒さの中での遊説でしたが、お国なまりの励ましに、私はどんな

に心が温められたかしれません。また、甲府市周辺の印伝や寶石、郡内地方の織物、峡南地方の和紙や花火などの伝統産業や、さらには寒風について果樹の剪定に精を出される農家の方々、そこには地域の風土に鍛えられた産業の姿がありました。こうした風土に根差した産業に加え、電子機械など新しい産業もしっかりと地域に根付いている様子を目の当たりにすることができたいへん心強く思いました。

私は、この美しい自然環境を「美しい力、美力」と、また、自立し気力にみなぎる県民性を「民

めどす県政と市町村

私の目指す県土像であります「誇れる郷土・活力ある山梨」の実現のためには、これまでの行政の手法を変えていかねばなりません。それは、地方分権から「地方主権」の時代への転換であります。地方主権とは、国の政府のコピーやミニ版ではない、地域の風土や県民の日々の営みに根ざした、自立した自前の政府を持つことであります。この美しい郷土を共有する山梨県民による、山梨県民のための県庁を創るということであり、この地方主権の確立をもって、国

の力、民力」と、そして、それらが育んだ歴史、文化や産業、それを創り出してきた力を「創る力、創力」と呼び、この三つこそ山梨の宝であり、これらの力を最大限に発揮することが、現下のこの難局を乗り越え、山梨の新しい発展の原動力になるものと考えております。

また、そのことが、私の目指す県土像である美しい自然環境の中で、強く躍動する産業、そして喜びに満ち溢れた暮らしと活発な交流が展開する「誇れる郷土・活力ある山梨」の実現につながっていくものと確信しております。

を動かし、国を変えていくエネルギーにして、全国に、「ここに、山梨あり」と存在感をアピールしていくかねばならないと考えております。

そのため、私は、「中央直結から市町村直結の県政」を確立し、「市町村優先の原則」を踏まえ、県は市町村行政を補完し、また、市町村との連携を強化し、さらには、権限の委譲や人材育成などを通して市町村が十分に能力を発揮できる環境を整えて参る所存であります。

一方、国に対しましては、県は地方分権の旗手として、市町村の声を国に伝える最前線に立ち、時代に合わなくなったり、実態に沿わなくなった制度などの是正を国にどしどし求めていく、国を変えていく、そういう姿勢で臨んで参ります。

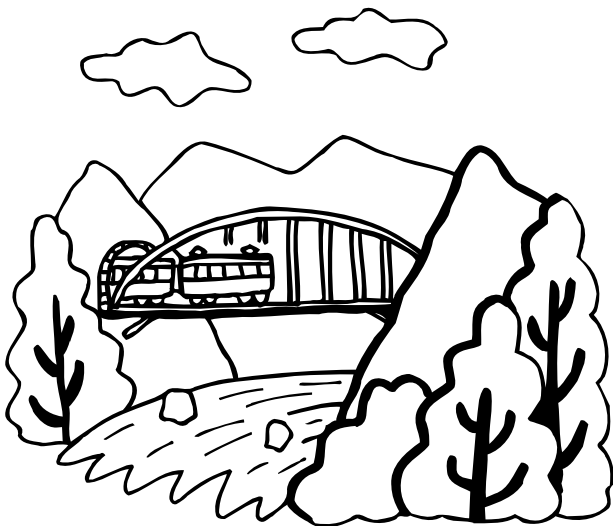
また、地方主権のためには、財政的な自立が必要不可欠です。分権、分権といっても相変わらず、国がお金を握っていては、真の地方の自立はありません。どんなに、権限を委譲されても、裏付けとなるお金がなければ、絵に描いた餅に過ぎません。私は、国に税源移譲を強く求めて参ります。これらを実行に移すことは、国との摩擦を招くことになるかもしれませんが、あえて、「国の問題児になる」

そんな気概をもって取り組んで参ります。

また、県職員に「県庁はサービス機関である」という意識をしっかりと持たせ、県民の目線で県行政が執行されるよう意識改革を進めて参る所存であります。

さらには、「県民挙げて参画する県政」を確立し、県民の県づくりにへの建設的な意見を積極的に活用し、県庁だけの行政ではなく、県民が支える行政を創り上げて参る所存であります。

この至難の時代、「誇れる郷土・活力ある山梨」づくりに皆さんと一丸となつて取り組み、知事の実責を果たして参りたいと思っておりますので、よろしく御支援・御協力のほど御願ひ申し上げます。



随想

元南部町・富沢町合併協議会

会長

小沢

介三



PROFILE

小沢 介三 おざわ かいぞう

昭和4年南部町生まれ。南部町職員、南部町議会議員を経て、南部町長を務める(5期)。

昭和55年には、山梨県村議会議長会会長を、平成9年には、山梨県町村会会長を歴任し、山梨県市町村議員共済組合理事長も務める。

平成の合併において、県内で“1番”となった合併(平成15年3月1日)の舵取り役として活躍。

新「南部町」の幕開けに際して

○新「南部町」の幕開け

この随想が皆さまのお手元に届くころには、新「南部町」が歴史に残る大きな第一歩を踏み出していることでしょう。住民の大きな希望に溢れた新たな「南部町」の幕開けであります。

昭和の合併でも議論のありました南部町と富沢町の合併が、約四十八年の歳月を経て、今、実現いたしました。

これから大きく飛躍していくこととなる新しい町を築くことができたという喜びや、合併という歴史的な一大事業を成し遂げることができたという充実感など、万感

胸にせまる思いであります。

○市町村を取り巻く環境

さて、現在の市町村の姿は、昭和の大合併により構築されたものであり、以来四十数年を経て、我が国の内政を取り巻く環境は大きく変化してきております。

二十一世紀を迎えるなか、地方分権の掛け声のもと、市町村が中心となった地方の時代の到来が求められているところであります。

また、社会構造の変化により、少子高齢化社会が到来しており、今後の行財政運営も一層困難なものになることが予想されるところ

であります。

さらに、住民の求めているサービスもより専門化してきており、自治能力の向上も求められております。

このようななか、私たちの市町村の状況はどうでしょうか。

○合併への決断

私が今回の合併を最終的に決断したのは、平成十二年の秋であります。市町村合併の必要性が叫ばれるなか、全国的にはまだ合併への動きが本格化する前であったと思います。

私たちの住む地域は、過疎化の

進行も加わり、他の地域と比較して少子高齢化の進んでいる地域であり、財政的にも、国や県への依存度が高い地域であります。

このような地域で、将来にわたってこれまでも同様な住民サービスが続いていくことには困難が予想されます。

また、地方分権が進むなか、真の地方分権を確立するためには社会情勢の変化に対応し、様々な分野で生ずるであろう新しい課題について、自らの手で解決していかなければなりません。

このため、強固な行財政基盤をつくり、住民福祉の向上を図るた

めの体制整備を進めることが、他の地域以上に急務であり、合併こそがその最大の解決策であると考えたわけであります。

○合併は飛躍へのチャンス

もうひとつ、私が合併を決断した大きな理由があります。

それは、合併は新しいまちづくりであるということであります。

これまで南部町、富沢町では、先人の手により築き上げられた伝統、歴史などを受け継ぐなかで、それぞれ新たな独自の文化を創出してまいりました。

地方自治体制の構築から半世紀を経た今、新たな時代の変革期を迎えており、このときこそ住民一体となった新しいまちづくりに取り組む時期であると考えたわけであります。

合併は、町を活性化させ、飛躍させることのできる千載一遇の機会なのであります。

○合併協議を振り返って

今回の合併協議は、平成十三年十二月十七日の任意協議会設置に始まり、翌年二月二十日の法定協議会設置により本格化した。その後、精力的に協議を進め、平成十四年十月十一日には、合併協定書に調印することができたところであります。

振り返りますと、合併協議会を設置するまでの間、また、協議会設置後の協議においても様々なことがありました。

・合併の枠組み

まず、合併の枠組みでございます。

中山間地域に位置し、小規模の町が南北に連なる私どもの地域におきましては、市を指す広域的な合併は到底困難であります。そこで、隣接する地域との合併により、いち早く足場を固めることを決意し、周辺の町との協議を行ったところであります。

枠組みの決定には、紆余曲折がありました。

しかし、私も南部町、富沢町は、行政区域こそ異なってはいるものの、これまで育ててきたお互いの信頼や親密な関係は他の市町村に比ぶべきもありません。そんな環境のなかで、今回の合併は無理のない、いやむしろ必然的な流れのままに成立したものであるような感じがいたします。

・町名・庁舎

次に、合併協議の最大の障壁といわれます新町の名称と庁舎の位置であります。

合併協議の最終段階でこれらの調整がつかず、合併を断念した地域もあります。

合併協議は、ひとつになった将来の町を見据えて進めていくことが重要であります。目先のことにとらわれず、大きな心を持って協議を進めてきたことにより最善の結果を得ることができたと自負しているところであります。

○合併を成し遂げる信念

私は、南部町と富沢町の合併について、昭和六十一年に町長に就任したときから、その必要性を町民に訴えてきたところであります。

今回の合併協議においては、急速な合併協議の進行に、行政主導でワンマンだと批判されたこともありました。

しかし、この地域の活性化を考えたとき、合併するのは今の時期をおいてないと確信をしております。百年に一度あるかないかというこのチャンスを確実にものにするために、自信を持って町民と話し合いを進め、合併を成し遂げる信念を持って協議を進めてきたところであります。

結果として、合併が実現した今、枠組みや合併の時期、協議の課程が適切であったと町民が実感しているのではないかと考えております。

協議会の委員の皆さまには、合併に最善の努力を傾注していただきとともに、常に和の心を持って協議に臨んでいただいたことにより、短期間の間にこの合併を実現することができ、感謝の気持ちでいっぱいであります。

○新「南部町」とともに

平成十五年三月一日。
今まさに、新「南部町」が誕生いたしました。

その産声は、決して大きなものではありません。

しかし、新「南部町」の町民の手により、近い将来、個性に彩られ、魅力あふれる「南部町」へと大きく成長することでしょう。

輝ける未来へ向けて、新「南部町」とともに歩んでいきたいと思っております。



まちづくり 夢づくり

市川大門町

安らぎと活力あるまちを めざして

〈和紙と花火で栄える甲斐源氏発祥の地〉

はじめに

市川大門町は、甲府盆地最南端部から西八代台地と御坂山系の広陵地に位置し、面積三十二・三二km²、東西約七・五km、南北約七・二五kmのほぼ四角形に近い形となつています。北に芦川、西に笛吹川、釜無川、富士川が流れ、県内でも有数の景勝地である四尾連湖のある自然に恵まれた町であります。

本町は甲斐源氏発祥の地として、熊野神社、宝寿院などの多くの史跡が点在し、歴史文化の香りを漂わせています。千余年の伝統を受けつぐ「和紙産業」は、市川手漉和紙として広く知られ、武田氏時代には武田家、江戸時代には徳川家の御用紙として用いられました。昭和三十年代からの技術革新で機械漉きの技術が確立、和紙のもつ

美しさや強靱さが増すとともに民芸品としてのアイディアやデザインが加えられ、障子紙を中心に全国に提供しております。もうひとつの町の顔であります。花火産業は江戸時代に隆盛を極め、常陸の水戸、三河の吉田とともに甲斐の市川として日本三大花火の一つに数えられています。平成元年からは「神明の花火」を復活し、

その雄大な姿が人々の心を和ませています。また、本町は西八代地域の交通経済文化の中心地であったことから、かつては「市川百祭り」と言われるほど多くのまつりがあり、早春には御神輿が威勢よく川をわたり、夏には金毘羅祭り、祇園祭り、そして神明の花火大会を中心に「ふるさと夏祭り」が開催され、



碑林公園から眺めた町の中心部

県内外から多くの観光客が訪れております。

明治三十三年の町制施行とともに市川大門町と改称され、昭和三十一年の合併により、人口一五、

三四〇人の町として誕生しました。豊かな自然と数多い歴史遺産に囲まれ、西八代郡下の中心的な役割を果たしながら発展してきました。

やすらぎと活力あるまちの実現にむけて

しかしながら、社会情勢の変化や少子高齢化の進行の中で、市川大門町も出生率の低下等により、人口が年々減少しつつあります。昭和五十年には一三、六二七人あった人口が平成十二年には一〇、八〇八人に減少してしまい、この傾向は今後も続くことが考えられ、少子・高齢化対策は新たに取組むべき町の政策課題となっております。

そこで、町では、第四次総合計画（平成十三年～二十二年）を策定し、町民が安心して暮らせるため、生活・福祉を優先した町づくりを押し進めようと町の将来像を、「輝く未来市川大門町21世紀プラン』『やすらぎと活力あるまち』の実現をめざして」、五つのまちづくりのための基本理念を定めまします。

よりよい生活と基盤づくり

第一の柱は、「よりよい生活と基盤づくり」です。町づくりの骨格となる道路の整備、快適な住宅整備、防災避難場所ともなる公園整備、河川環境及び下水道整備等、基盤づくりを進めています。その中でも、都市計画街路事業の町道役場前線(幅員十六m)は、本町の玄関となる路線であり、市川大門バイパスから市街地への進入道路であり、将来、町を縦貫する骨格道

路として、また、町の中心機能を回復するための道路としてその役割は大きなものがあります。この路線には、役場新庁舎、町民会館、町民体育館、保育所、県立市川高等学校、JA西八代本店、山梨中央銀行市川支店が隣接し、公的な施設が集中しています。この地域の中心となる役場庁舎は、築七十年の木造づくりで災害時に対応できないため、平成十三年度か

ら庁舎建設を行い、十五年一月に完成し、二月十二日から新庁舎での業務開始を行ったところです。新庁舎は、RC造り免震構造三階建(建築面積二千三百九十四・八六㎡)で、阪神・淡路大震災程度の地震に耐えられる構造となっており、大規模地震災害時等には拠点となるものです。また、多様化する住民ニーズに対し質の高い行政情報サービスを提供する発信基地として、庁舎内に「行政情報センター」(平成十四年度総務省補助の地域インターネット基盤施設整備事業)を建設します。



2月に落成した新役場庁舎

一方、本町の中心市街地の幹線道路は一部整備されておりますが、四m未満(本町は一・八m未満が多い)の狭隘道路や袋小路が多く、緊急車両の進入など災害時の防災安全性に問題がある状況です。加えて木造建物が多く密集しているため、地震・火災時の延焼危険性が高く、住民の避難や消防・救護活動に支障が生じることが予測されます。また、狭隘道路など接道条件が理由で、建替えが困難な建物も多く見られるなど、防災面や住環境面で多くの問題を抱えています。

こうしたことから、平成十二年三月に山梨県の協力を得て密集市街地のまちづくりを採るため「市川大門町道路網計画立案調査」を共同で実施したところ、

市街地の特色や現状と問題点、まちづくりに向けた課題等が浮かびあがりました。今後は問題・課題等の一つひとつ解決していく一方、住民参加による「まちづくり研究会」が平成十四年一月に発足し、山梨県関係各位、山梨大学の協力のもと、住

民と行政が手を取り合い、新しいまちづくりの第一歩としたいと考えています。

その他、多様な世代が安心して住むことのできる住宅整備のため、

福祉のまちづくり

第二の柱は、「福祉のまちづくり」です。少子・高齢化がますます進む二十一世紀は、「心」を大切にす安らぎの持てる地域づくりが重要となります。「安心・やすらぎ」をテーマとして、町民が一体となって生活に生きがいと明るさを見出し、心とまちはぐりぐりが求められています。

現在最も関心のあるものは、健康です。一人ひとりが健康に関する正しい知識と、自分の健康は自分で守るという自覚を持って健康づくりが実践できるよう、町では、住民参画による保健計画づくりである「健康と福祉の町づくり事業」を推進し、住民が主体的に健康づくりを考える意識の高揚を図っています。町内の六地区公民館単位で自主組織を立ち上げ、生活習慣病等予防教室、体力測定と運動指導会への参加、健康づくりの指針となる総合健診の受診率アップ、また、少子・高齢化が進む中、母子保健の充実や高齢者の健康づくりに取り組んでいます。

平成十四年度から年次計画で高齢者や若年ファミリー世帯が定住できるよう、新たな町営住宅建設を推進しています

また、昭和四十九年度開設の町立病院(病床数百床)は、昭和五十四年度へき地中核病院として指定を受け、近隣町村へも巡回診療を行っており、地域医療の中核を担っています。人間ドックや医師による講演会等も実施しており、多様な住民ニーズに即応できるような医療サービスの充実を図っています。

一方、平成八年五月には高齢化社会に対応して、老人保健施設を町立病院に併設(長期入所定員七十名・通所リハビリ定員十名)し、保健・医療・福祉サービスを連携し、介護を必要とする者を支える拠点として施設サービス、在宅サービスの充実を図っています。また、この施設にあるリハビリ用プールで、元気老人を対象としたアクアビクス教室を行い健康増進に努めています。

安心して子育てのできる児童福祉のために地域のニーズに応えた保育を実施しており、保育所に子育て支援センターを、公民館等に

学童保育施設を設置するなど、保育サービスの充実に努めています。平成十一年度からスタートした学童保育は現在四施設で実施しておりますが、地域の要望で四月からは二箇所追加され六施設になる予

のびのび教育

第三の柱は、「のびのび教育」です。こどもの生きる力を育てる幼児教育や家庭教育の推進のため、親を対象とした各種学習教室の開催、情報の提供、保健師や専門員による家庭教育支援を行っています。

定です。一年生から六年生までの児童を対象にして二百二十八人を見込んでいます。保育時間も午後六時まで延長し、共働き家庭への支援を図っています。

また、学校教育に力を入れ、子供たちが健康で豊かな心を持ち、国際化・情報化社会に対応できる人づくりを進めています。中学校での英語教育を充実させるため、外国青年AETを招致しており、姉妹都市である米国アイオワ州マスカティーン市とは、隔年ごと交互に使節団を派遣し、国際交流を深めています。

一方、生涯学習の推進として、中央公民館、地区公民館及び町立図書館が地域と連携して色々な講座を開催しています。生涯学習の推進のため「市川大門町生涯学習推進会議」が平成五年度に設置され、公民館、学校、老人クラブ、青少年育成団体、婦人団体等が一体となって推進しています。



学童保育の様子(上地区公民館)

快適な環境づくり

第四の柱は「快適な環境づくり」です。二十一世紀は、自然保護、地球温暖化対策、ダイオキシンの環境問題、そして災害に対する安全確保が大きくクローズアップされ、「生命・健康・憩い」といったまちづくりがテーマになると考えています。

生活環境に配慮したごみ処理を行うためには、減量化やリサイクルの推進、ダイオキシンの削減等が必要であることから、このため老朽化した焼却施設での可燃物処理を、平成十四年十二月から

は中巨摩地区広域事務組合に加入し、広域的な処理を行っています。

また、リサイクルの推進には住民の意識の高揚を図るとともに、資源リサイクルステーションの増設や回収品目の増加等も進めています。

その他、災害時に防災拠点となる公共施設の安全性の向上を図るとともに、消防体制、自主防災組織の能力向上、避難体制の強化等ソフト対策の充実にも力を入れ、災害に強いまちづくり行っています。

活力あるまちづくり

第五の柱は「活力あるまちづくり」です。産業界に経済的な閉塞感が漂っている中、町全体の活性化に向けた産業基盤づくりが必要となつていきます。

社会情勢の変化により、大規模な企業誘致が困難な状況にありませんが、町の活性化には必要なもので、安全性の高い企業、雇用拡大が見込める企業を選定し、環境への影響を十分考慮した誘致に努めていきます。

一方、本町の地場産業は、千余年の歴史を誇る和紙を中心に、花

火、ニット製品などがあります。

特に障子紙の生産は全国シェアの四十%を占め、全国でも有数の和紙の里となつていきます。この伝統産業である和紙の振興のため、町立製紙試験場に専門員を置き、地域の企業と一体となつて技術開発に取り組んでいます。

また、紙と文字は結びつきが深いものがあることから、文字と和紙の里づくりに向け、書に親しみ文化を愛するまちづくりを進めるため、中国古典の名碑を復元した「大門碑林公園」を建設しました。

公園に隣接する、ひらしお源氏の館において毎年、大門碑林書道展を開催しております。この大会には県内外から七千余の出展があり、大会大賞作品は大門碑林公園内に

刻印して永久保存するなど、創作活動を活発にして一千年の歴史ある紙の町にふさわしい書道文化の向上に努めております。

市町村合併への取り組み

現在、市町村をとりまく情勢が大きく変化しようとしています。市町村合併は、地方分権への一つの手段であり、住民に身近なサービスは地域が自ら決定し実行することが求められています。少子高齢化社会への取り組みや、高度な行政課題への対応には広域的なまちづくりが不可欠となつております。

概要版」をもとに今後の合併の是非を判断する資料としてまた、峡南北部四町の将来を理解してもらうため住民説明会を開催しているところです。

そのために、市

川大門町・六郷町・

増穂町・鯉沢町は、

平成十四年七月に

任意合併協議会を

設置し、合併後の

新しいまちづくり

の考え方や、基本

的な方向をまとめ

た「新市将来構想」

を策定しました。

本町では現在、この「新市将来構想」



都市計画街路役場前線

山梨自治風の^の特集

自治・新しい動き

2月17日、「地方主権」を標榜する山本県政がスタートした。自立した地方公共団体による改革が、我が国の行政を社会を変えていく。また、変えていかなければならない。また、3月1日には平成の合併の第一号として新南部町が生まれ、そして、4月1日には南アルプス市が誕生する。市町村にとっても、住民に根ざした様々な改革が求められている。自己決定・自己責任の原則により、自らを変え、新たな課題に対応していかなければならない。市町村合併、男女共同参画社会、権限財源の移譲・

特集1●男女共同参画社会について

男女共同参画課 芦沢 幸彦

特集2●障害者支援費制度について

障害福祉課 上小澤 始

特集3●預金保険制度の改正と地方公共団体 における公金管理について

市町村課 依田 勇人

男女共同参画社会について

はじめに

山梨県では、平成一四年三月に「山梨県男女共同参画推進条例」を制定し、ほぼ同時期に「山梨県男女共同参画（ヒューマンプラン）」を策定しました。この条例と計画に基づき、男女共同参画に関する取組を積極的に進めています。

県内の市町村においても、それぞれの特色を持った男女共同参画に関する様々な取組が進められています。

そこで、「男女共同参画」についての理解を深めていただくために、その必要性やこれまでの経緯

など中心に説明していくことにします。

男女共同参画社会とは？

「男女共同参画」という言葉自体は社会に認知されるようになってきたとはいえ、まだまだ「わかりにくい」というイメージを持つ人が多いようです。

法律や条例には詳しく定義されていますが、簡単には、「誰もが、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」、「多様な生き方を選択できる社会」

などと言うことができます。

この「男女共同参画」という言葉には、男女平等を当然の前提として、男女がその個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障すること、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画が極めて重要であることの意味が込められています。

「男女共同参画社会」

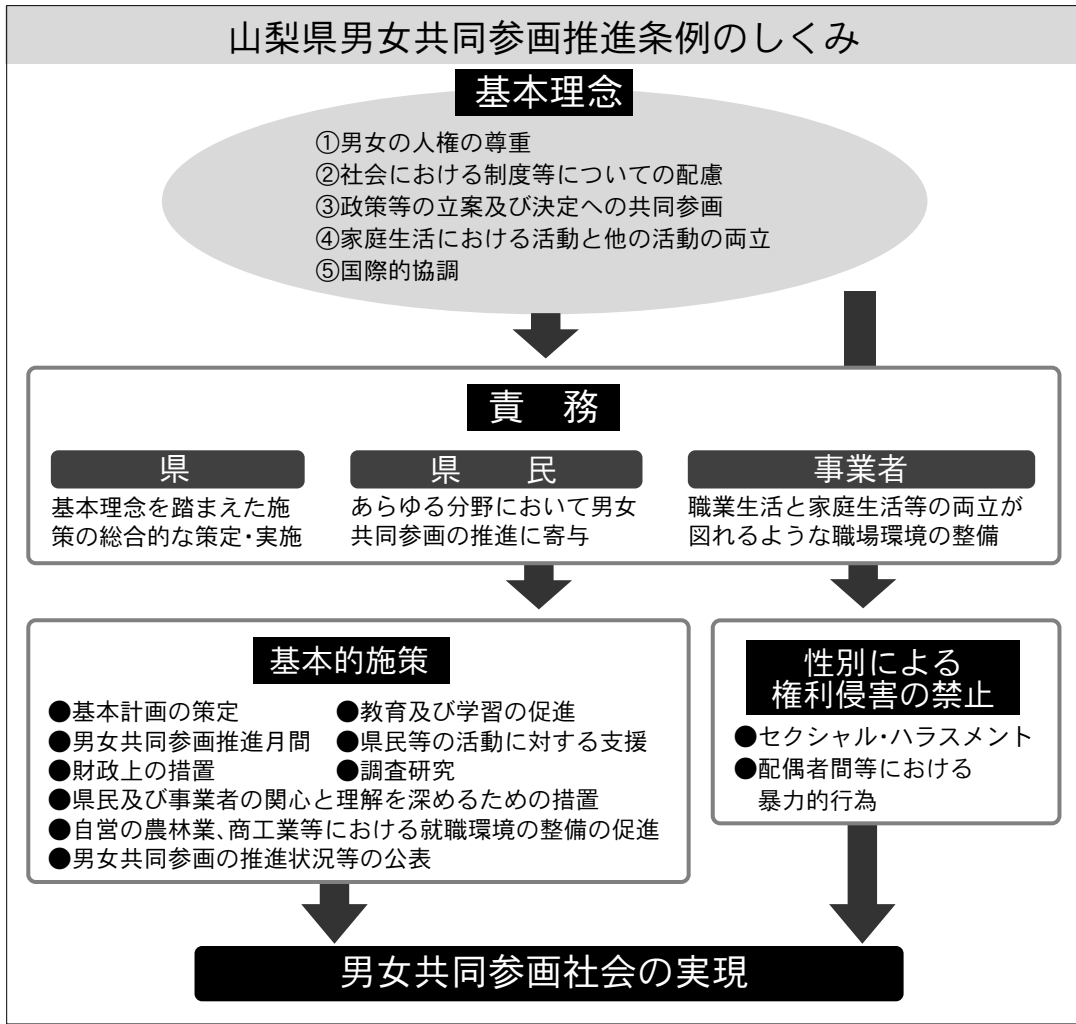
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第二条から）

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか

法の下での平等や個人の尊重は、憲法にもうたわれ、男女平等を実現するための様々な取組が続けられてきました。しかし、重要な意思決定の場に女性が参加すること

がでなかつたり、男女間の不平等を感じたりすることもまだまだ多いようです。

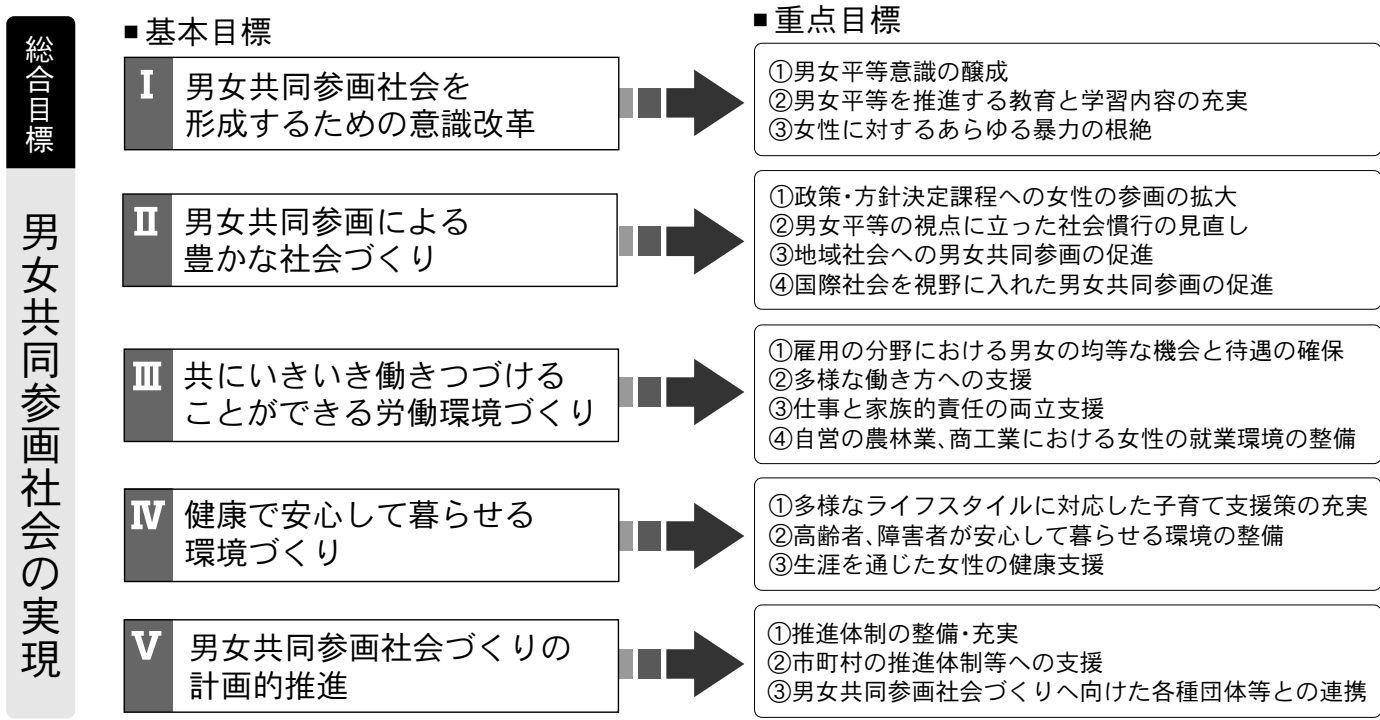
国際的にみても、日本は、基本的な人間の能力の開発や女性の能



力の開発は進んでいるものの、女性が能力を発揮する機会が十分でないと言われています。また、少子高齢化や国際化の進展など、私たちを取り巻く社会経済情勢は急速に変化しており、「男

は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担に支えられた社会システムでは、対処することが難しくなっています。国立社会保障・人口問題研究所

山梨県男女共同参画計画の概要



が平成十四年一月に行った将来人口推計（中位推計）によると、今後、生産年齢（十五〜六五歳）人口の割合は一貫して減り続け、二〇〇〇年の六八・一％が、二〇二〇年には六〇％、二〇五〇年には五三・六％に縮小する一方、老年（六五歳以上）人口の割合は、二〇〇〇年の一七・四％が、二〇一四年に二五％に達し、二〇三三年に三〇％台を越え、二〇五〇年には三五・七％、すなわち二・八人に一人が六五歳以上人口になるとみられています。

こうしたことから、地域社会を豊かで活力あるものとしていくためには、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現し、

これまでの動き

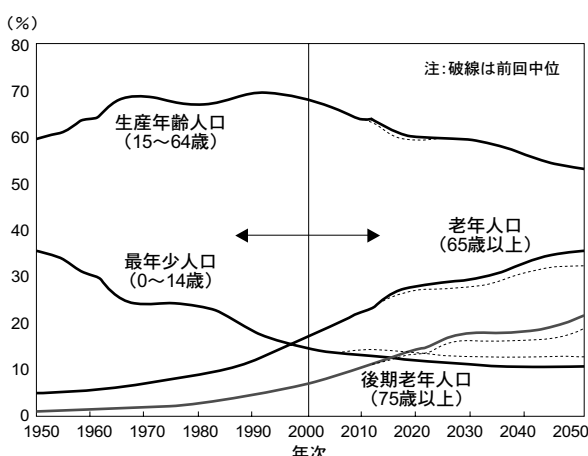
世界の動き

国連は、一九七五年（昭和五十年）を「国際婦人年」、翌年から十年間を「国連婦人の十年」と定めて、女性の地位向上のために様々な取組を進めました。

中でも、一九七九年（昭和五十四年）の第三十四回国連総会で採

皆の力で社会を支えていくことが必要となってきているのです。

生産年齢人口割合の見通し（中位推計）



資料: 国立社会保障・人口問題の研究「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」

択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や一九七五年（昭和五十年）にメキシコシティで開催されて以降ほぼ五年おきに開催されてきた世界女性会議等において採択された行動計画や行動綱領などは、日本をはじめ各国における女性政策、男女共同参画政策に大きな影響を与えています。

国の動き

戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和二十一年に制定された憲法に基づき、家族や教育など女性の地位向上にとつて基礎的な分野で法制上の男女平等が明記されました。

その後、国連が提唱した「国際婦人年」（昭和五十年）を契機として、日本における男女共同参画社会の実現に向けての取組は大きな転機を迎えました。昭和五十年、総理府に婦人問題担当室が設置され、昭和五十二年には「国内行動計画」を策定しました。また、民法・国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修化等、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に抵触する国内法等の整備を進め、昭和六十年にはこの条約を批准しています。

さらに、育児休業法（後に育児・介護休業法と改正）の制定や男女雇用機会均等法の改正などを経て、平成十一年に男女共同参画社会基本法が制定されるとともに、平成十三年には内閣府に男女共同参画局が設置され、国における男女共同参画推進体制が格段に強化されました。

また、平成十三年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定され、夫やパートナーからの暴力に苦しむ女性のための取組が本格的に始まりました。

山梨県の動き

世界や国の動きをうけ、山梨県でも昭和五十三年に、県民生活局に婦人問題担当窓口を置き、山梨県婦人問題懇話会を設置しました。昭和五十五年には青少年婦人対策課を設置し、翌昭和五十六年には、女性の地位向上と福祉の増進を図るため「山梨県婦人行動計画」を策定しました。基本的な考え方は、

その後の「やまなし女性いきいきプラン」（平成三年）、「やまなしヒューマンプラン21」（平成十〇年）、「山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）」（平成十四年）に引き継がれています。

一方、女性に学習の機会と交流の場を提供するとともに、女性の社会参画を促進するため、昭和五九年の総合婦人会館の開館に続き、平成二年には富士女性センター、平成八年には峡南女性性センターが開館しています。また、平成四年には青少年女性課内に女性政策室を設置しました。

これまでの主な動き

1945(昭20)	○「衆議院議員選挙法」改正 (婦人参政権の実現)
1946(昭21)	○「日本国憲法」公布
1975(昭50)	☆国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ○総理府に婦人問題担当室設置
1976~1985	☆国連婦人の十年
1977(昭52)	○「国内行動計画」策定
1978(昭53)	◎県民生活局に婦人問題担当窓口設置
1979(昭54)	☆「女子差別撤廃条約」採択 (第34回国連総会)
1980(昭55)	☆「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) ◎青少年婦人対策課を設置
1981(昭56)	◎「山梨県婦人行動計画」策定
1984(昭59)	◎総合婦人会館開館
1985(昭60)	☆「国連婦人の十年」世界会議開催 (ナイロビ) ◎青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称
1990(平2)	◎富士女性センター開館
1991(平3)	○「育児休業法」制定 ◎「やまなし女性いきいきプラン」策定
1992(平4)	○婦人問題担当大臣誕生 ◎青少年婦人課を青少年女性課と改称し、課内に女性政策室を設置
1994(平6)	○総理府に男女共同参画室設置
1995(平7)	☆第4回世界女性会議開催 (北京)
1996(平8)	◎峡南女性センター開館
1998(平10)	◎「やまなしヒューマンプラン21」策定
1999(平11)	○「男女共同参画社会基本法」制定
2000(平12)	☆国連特別総会女性2000年会議開催 (ニューヨーク) ○「男女共同参画基本計画」策定
2001(平13)	○内閣府に男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定
2002(平14)	◎「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ◎「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」策定 ◎男女共同参画課新設

☆:世界 ○:日本 ◎:山梨県

県内市町村の状況

全ての市町村に男女共同参画・女性問題の担当窓口が置かれています。首長部局が五〇市町村、教育委員会が一四市町村となっています。所管事項についてみると、専ら男女共同参画に関する事務を

その後、男女共同参画社会基本法の制定を経て、平成一四年には「山梨県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、男女共同参画課を新設し、男女共同参画行政を推進するための体制を整えました。

所掌しているのは三市だけで、他の六十一市町村は所属事務の一部として担当しています。(以上、平成十四年四月現在)

市町村における男女共同参画に関する計画(プラン)の策定状況は、四十二市町村で策定しており、策定率六五・六%は全国第五位とトップクラスに入っています。(平成十五年二月末現在)

さらに、男女共同参画に関する条例は、都留市(平成十二年)、身延町(平成十二年)、高根町、小淵沢町(平成十四年)が制定済みであり、現在も、いくつかの市町村で制定作業が進められています。

おわりに

また、国の奨励する「男女共同参画宣言都市」には、櫛形町(平成十一年度)、都留市(平成十二年度)がなっています。(以上、平成十五年二月現在)

従来の「女性問題」、「女性対策」から「男女共同参画」への転換に伴い、これまで以上に各種取組への男性の参加を促し、男性にも男女共同参画についての理解を深めてもらうことが重要になってきます。

また、「男女共同参画を推進す

るには、意識改革が重要である」などよく言われますが、これほど難しいことはありません。形に表れにくいものですが、一つひとつの事業や広報活動を通じて、少しずつでも理解を深めてもらうことが大切です。

山梨県男女共同参画推進条例がめざす男女共同参画社会は、命令や強制によって実現できるものではありません。山梨県は、その実現に向けて、県民や事業者の皆さん、国、市町村と協力し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することとしています。

障害者支援費制度について

はじめに

平成十二年六月七日「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大又は多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しが行われました。

障害者福祉制度においては、平成十五年四月一日から次の内容の見直しが行われることとなり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の一部改正されています。

(1) これまでの行政が障害者の福祉サービスの受け手を特定し、

サービス内容を決定する「措置制度」から、障害者が事業者と対等な関係に立って、福祉サービスを自ら選択する新たな利用制度（「支援費制度」）に移行すること。

(2) 現在、県で行っている知的障害者福祉等に関する事務が、支援費制度の施行に伴い、市町村で実施されること。

本稿では、平成十五年度から施

行される支援費制度の基本的な仕組みについて説明したいと思いません。

なお、支援費制度の施行に伴い、

新たなサービスが創出されるのではなく、既存のサービスに係る利用の仕組みが変わることに特にご留意願います。

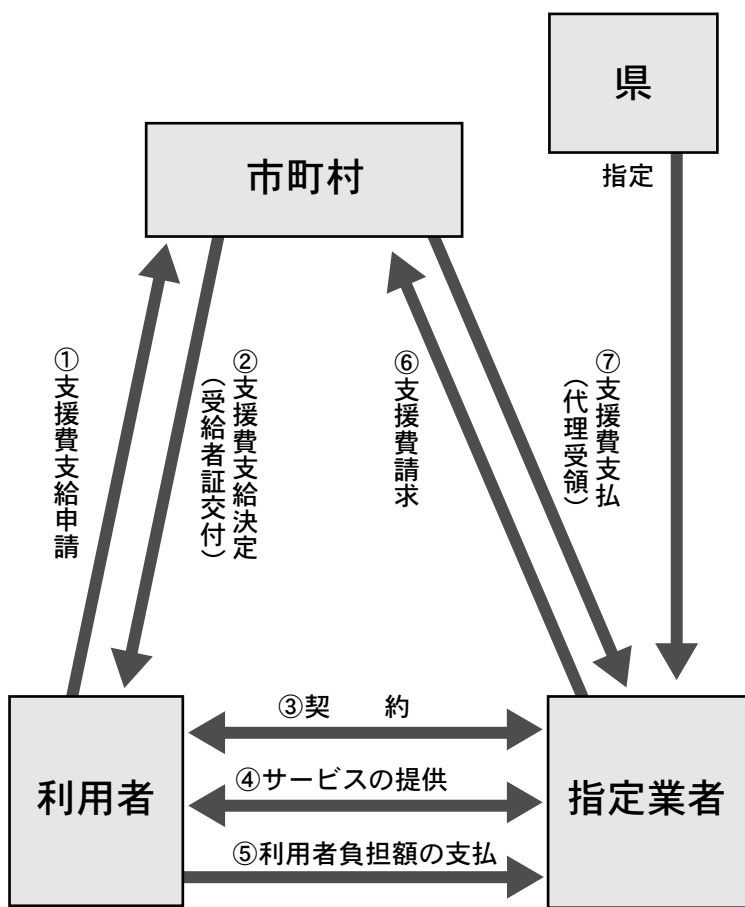
支援費制度の目指すもの

障害者福祉においては、ノーマライゼーションの考え方（障害者が障害のない方と地域において共に生活し活動する社会）の下で、障害者の自己決定の尊重が重要になってきていますが、これまでの措置制度は、このような時代の流れにそぐわなくなってきたり、いくつもの問題点が指摘されてい

ます。第一点は、行政がサービスの内容を決定し、特定の事業者に委託してサービスの提供を行う仕組みであることから、利用者が自らサービスを選択利用する仕組みになっていないこと。第二点が、サービス提供者は行政から委託を受けてサービスを提供する仕組みであることから、サービスが画一

基本的なフロー

支援費制度の基本的なフローは次のとおりです。



受けた事業者)とサービスの利用について契約を締結します。なお、指定事業者は利用者から受給者証の提示を求め、契約内容が決定の内容の範囲内であるかの確認をします。

④ 指定事業者は、この契約に基づき、**利用者**にサービスの提供を行います。

⑤ 利用者は、市町村で決定した利用者負担額を**指定事業者**に支払います。

⑥ 指定事業者は、その月のサービスを提供した翌月の十日までに、利用者^⑤に代わって支援費(サービスの利用に要する費用から利用者負担額を差し引いた額)を**市町村**に請求します。

⑦ 市町村は、その請求に基づき居宅生活支援費(在宅サービス)についてはサービス提供月の翌々月末日までに、施設訓練等支援費(施設サービス)についてはサービス提供月の翌々月末日までに**支援費を支払うこと**となります。事業者は市町村から支払われた支援費を利用者に代わって代理受領します。

的になりがちであり、利用者のニーズに対応してサービスの質の向上を図るインセンティブが弱いとです。

一方、支援費制度は、利用者が福祉サービスの内容、事業者を自ら選択し、事業者との契約により福祉サービスを利用する仕組みであることから、主に次の改善が図られます。

- (1) 利用者が自分の意思でサービスを選択できるようにします。
- (2) サービス提供事業者と直接契約を締結するため、利用者の権利性が高まります。
- (3) 利用者によるサービスの選択が行われることにより、事業者に競争原理が働き、効率的で良質なサービス提供が期待できます。

措置制度と支援費制度の違いは、

措置制度では、行政が直接又は業者に委託して障害者にサービスを提供する仕組みですが、支援費制度では、市町村は障害者から申請された種類のサービスについて、公費で助成することの要否を判断し、利用者が事業者を支払う利用料に対して支援費という形で助成する仕組みとなります。

① 支援費制度の対象となるサービスを利用するには、申請者が居住する市町村に**支援費の支給申請**を行います。

② 申請を受けた市町村は、申請者や家族などから支給決定に必要な調査を行い、支給が適当である場合は、**支援費の支給決定**を

行うとともに、サービスの利用に要する費用のうち利用者及びその扶養義務者の負担能力に応じて**利用者負担額を決定**します。また、決定した内容等を記載した**受給者証を交付**します。

③ 受給者証の交付を受けた利用者は、指定事業者(知事の指定を

対象となるサービス

支援費制度に移行するサービスは、すべての障害者福祉サービスではなく、措置制度によってサービスの提供が行われていた次のサービスの提供が対象となります。なお、児童福祉法の規定による

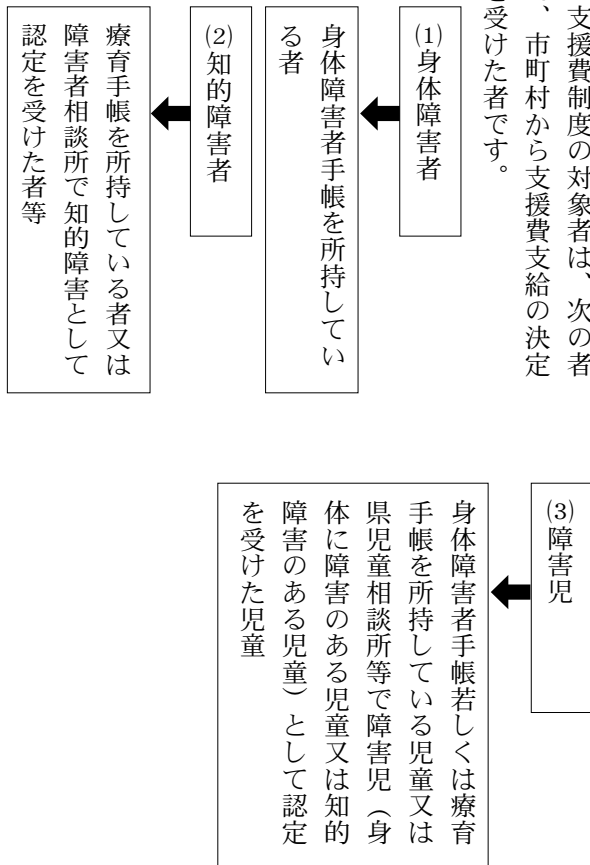
障害児の施設サービスについては、地方公共団体が児童の健全育成に責任を負っていることなどから、これまでと同様措置制度によりサービスが提供されます。

	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者更生施設 ●身体障害者療護施設 ●身体障害者授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者更生施設 ●知的障害者授産施設 ●知的障害者通勤寮 ●心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー） 	
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者居宅介護等事業 ●身体障害者デイサービス事業 ●身体障害者短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者居宅介護等事業 ●知的障害者デイサービス事業 ●知的障害者短期入所事業 ●知的障害者地域生活援助事業（グループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童居宅介護等事業 ●児童デイサービス事業 ●児童短期入所事業

(注) 身体障害者更生施設及び身体障害者授産施設については、重度の類型は廃止されます。小規模通所授産施設サービスについては、支援費制度の対象とはなりません。

利用対象者

支援費制度の対象者は、次の者で、市町村から支援費支給の決定を受けた者です。



市町村の役割

支援費の支給申請は、申請者の援護の実施者に対して行われます。援護の実施者は、その申請者の「居住地」の市町村又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）となります。「居住地」とは、住民票がある場所をもって決めるものではなく、将来にわたり起居を継続することが期待できる場所です。「現在地」

とは、居住地を有しないか又は明らかでない者が現に所在する場所です。

市町村は、援護の実施者として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、障害者が適切にサービスの選択ができるよう、障害者の身近なところでサービス選択のための相談、情報提供を受けられる体制を整え、利用者本位の

きめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行います。具体的には、次の業務を行います。

(1) 支援費に係る業務

- ① 支援費の申請の受付
- ② 支援費の支給の決定
- ③ 受給者証の発行
- ④ 支援費の支払い 等

(2) 情報提供に係る業務

利用者が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報を知る必要があります。市町村は、広報、ホームページ、パンフレット等を活用し、障害者等が必要な情報を容易に入手できる体制を整えます。

① 事業者に関する情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、空き情報等）の提供

② 相談支援に関する情報の提供 等

(3) 相談に係る業務

県の役割

県は市町村において、支援費制度が円滑に実施されるよう必要な

市町村は、利用者がサービスを主体的かつ適切に選択していくためには、どのようなサービスを利用したらよいか、また、どのようなサービスを組み合わせる利用したらよいか等についての相談に応じる体制を整えていきます。

① 支援費支給申請の手続きに関する相談

② 福祉サービスの利用に関する相談

③ 支援費額、利用者負担額に関する相談 等

(4) 福祉サービス利用に係るあつせん・調整、要請

市町村は、利用者の希望により、サービス利用に係るあつせん・調整を行うとともに、必要に応じて事業者に対して利用の要請を行うことができます。（サービス提供事業者は市町村が行うあつせん・調整、要請に対し、できる限り協力しなければならぬとされています。）

支援を行います。県が行う主な業務は、次のとおりです。

(1) 市町村相互間の連絡調整

県は、市町村が行うあつせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整などを行います。とりわけ、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合にあつては、施設サービスの利用が円滑に行われるよう、公的な調整システム（入所調整）を構築します。

(2) 専門的な判定

更正相談所（障害者相談所）又は児童相談所は、市町村が行う支援費の支給決定において、特に専門的な知見が必要

である場合には、市町村の依頼に基づき医学的、心理学的及び職能的判定を行い、意見書を送付します。市町村は、その意見書を勘案して支給決定を行います。

(3) 事業者の指定、指導・監督等

県は、事業者からの申請に基づき、支援費制度に係る福祉サービスを提供する事業者の指定を厚生労働省で定める基準により、サービスの種類及び事業所ごとに行います。また、事業者の指定情報を各市町村等に提供します。

支援費の額とは

支援費の支給決定を受けた利用者が指定事業者からサービスの提供を受けた場合、市町村は、支援費基準額（サービスに通常要する経費）から利用者とその扶養義務者の負担能力に応じて算定される利用者負担額を差し引いた額を負担します。支援費の額とは、その市町村が負担する額のことです。

支援費基準額の対象となる経費は、サービスに通常要するものですが、たとえば、施設により行わ

れる便宜の供与であっても、指定施設サービスと関係のないもの、入所者の事情により必要となる嗜好品、私物の外部へのクリーニング代等については、指定施設サービスに通常要する費用ではないため、支援費基準額の対象サービスとしては認められないので、利用者は前記利用者負担額とは別に負担することとなります。

また、支援費基準額及び利用者負担額の算定基準については、厚

生労働大臣が定める基準の範囲内で各市町村長が規則等により定める必要があります。

なお、サービスに通常要する経費であっても、利用者に負担させることが適当であると認められる厚生労働省令で定める費用（特定日常生活費又は特定費用等）については、利用者が前記利用者負担額とは別に負担することとなります。

支援費の額

① サービスに通常要する費用
(② 特定日常生活費又は特定費用等を除く)

③ 利用者負担額

支援費の支給決定

市町村は、支給決定を行うに当たっては、厚生労働省令で定める八項目の**勘案事項**を申請者や家族などから聞き取るとともに、必要がある場合は、医師の診断書の提出を求め、これらを総合的に勘案して**支援費の支給決定**を行います。

① サービスに通常要する費用
厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、各市町村長が定める基準により算定した額です。

② 特定日常生活費又は特定費用等
日常生活において通常必要となるものに係る費用であつても、利用者に負担させることが適当であると認められる厚生労働省令で定める費用です。

③ 利用者負担額
利用者及びその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額です。

なお、支給決定に当たって特に専門的な知見が必要である場合には、市町村は障害者相談所又は児童相談所に対して医学的、心理学的及び職能的な判定を依頼し、その判定に基づき交付される意見書を勘案して支給決定を行います。

勘案事項

- (1) 障害者（児）の障害の種類及び程度その他の心身の状況
手帳に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。
- (2) 障害者（児）の介護を行う者の状況
介護を行う者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案する。
なお、介護を行う者がいる場合には、支給決定を行わないという趣旨ではない。
- (3) 障害者（児）の居宅生活支援費の受給状況
- (4) 障害者（児）の施設訓練等支援費の受給状況
- (5) 障害者（児）の居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により障害者等が全体としてどのようなサービスを受けながら生活をするかになるのかを勘案する。
- (6) 障害者（児）の利用意向の具体的内容
サービスの利用目的等具体的にどのような利用意向があるかを勘案する。
- (7) 障害者（児）の置かれている環境
居住している住宅構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）や生活環境（例えば、医療機関、通所施設までの距離や交通手段）等を勘案する。
- (8) 当該申請に係る居宅支援（施設支援）の提供体制の整備の状況
利用を希望する施設に空きがあるかなどの、実際にサービスが利用できる見込みがあるかを勘案する。

受給者証の交付

支援費の支給の決定を行ったときは、申請した障害者（十八歳未満の児童の場合はその保護者）に対して厚生労働省令で定める居宅受給者証又は施設受給者証を交付します。

受給者証には、主に次の事項が記載されます。

(1) 居宅受給者証

- ① サービスの内容（短期入所、デイサービス及びグループホームについては単価区分を設定）
- ② 支給する期間（一年以内。ただし、グループホームは三年以内）

(2) 施設受給者証

- ① 施設の種別（入所、通所別に設定）
- ② 支給する期間（三年以内）
- ③ 障害程度区分
- ④ 利用者負担額（本人分、扶養義務者分）
- ⑤ 主たる扶養義務者

③ 支給量

- ④ 利用者負担額（本人分、扶養義務者分、グループホームは除く。）
- ⑤ 主たる扶養義務者

指定事業者等

支援費制度に係る福祉サービスを提供する事業者については、知事の指定が必要となります。

知事は、事業者からの申請に基づき厚生労働省令の定める基準に従い、サービスの種類及び事業所ごとに指定します。支援費指定基

準の主な内容は次のとおりです。

なお、施設サービスを提供する事業者のうち、制度施行の際、現に障害者が入所し、又は入所を委託されている場合には、指定があったものとみなす特例措置があるので、申請は不要となります。

(支援費指定基準)

基準	居宅サービス	施設サービス
申請者	法人であること (株式会社、NPO等可)	地方公共団体又は社会福祉法人であること
人員	サービスの種類ごとに職員の数等を規定	施設の種類ごとに直接処遇職員の数等を規定
設備	サービスの種類ごとに必要な設備について規定	施設の種類ごとに入所者の処遇に直接必要な設備・備品等について規定
運営	① 利用者に対して書面での説明 ② 利用者の受給資格等の確認 ③ 支援費支給申請に係る援助 ④ 支援費の代理受領 ⑤ 各種記録の作成 ⑥ 市町村への通知等 ⑦ 応諾義務 等	

知事の指定を受けていない事業者であっても、多様な事業主体の参入を促し、地域においてきめ細やかなサービスを提供できることなどに配慮して、法人格要件などの支援費指定基準の一部は満たしていないが、一定の水準（厚生労働省令で定める基準）を満たしている事業者（居宅介護等事業及びデイサービス事業に限る。）が提供したサービスについては、市町村

が認めた場合には、特例居宅生活支援費を支給することができます。特例居宅生活支援費については、制度上代理受領の仕組みがないことから、償還払いの方式となりますが、あらかじめ事業者と市町村の間で一定の契約を締結したり、登録制を導入することなどにより、代理受領の取扱いができます。

介護保険制度との相違

支援費制度と介護保険制度とは、利用者によるサービスの選択制度などの点において共通する部分がある。

ありますが、目的、財源などの基本的な仕組みについては、次のような大きな相違点があります。

区分	介護保険制度	支援費制度
主な目的	●高齢者等に対する介護の支援	●障害者に対する介護のほか、社会経済活動への参加、自立等の支援
財源	●保険料／50% ●公費／50%	●公費／100%
利用者負担	●1割負担(応益負担)	●障害者及びその扶養義務者の所得に応じた負担(応能負担)
認定機関	●介護認定審査会(保健、医療、福祉等関係者)コンピュータの一次判定 主治医の意見書等を参考	●市町村長 ただし、専門的知見が必要な場合には、更生相談所又は児童相談所に意見を求めることができる
不服申立	●介護保険審査会に対する審査請求	●市町村長に対する異議申立て
ケアマネジメント	●制度として位置づけ	●制度として位置づけてない

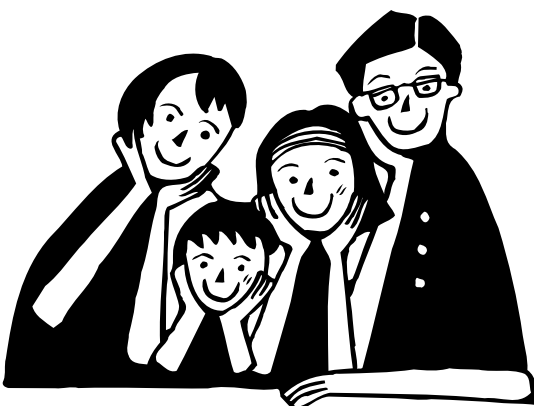
おわりに

平成十四年度からの精神障害者福祉に関する事務の市町村での実施に続き、平成十五年度からは支援費制度の施行とともに、県で行っている知的障害者福祉等に関する事務についても市町村で実施されることとなります。このことにより、障害者福祉(身体障害、知的障害、精神障害)に関する窓口が、一部の事務を除いて障害者の最も身近な市町村に一本化され、市町村は実質的に地域福祉の拠点としての役割が明確に位置づけられたこととなります。

これに伴い市町村においては、事務量の増大とともに、ケアマネジメントの視点や専門性など今まで以上にきめ細かいサービスの質が求められることとなり、これらに対応したサービス提供体制の充実を図っていく必要があります。

県では、支援費制度の施行、知的障害者福祉等に関する事務の市町村への移譲が円滑かつ効果的に行われること等を目的として、平成十四年一月に県の関係機関、市町村、県市長会及び県町村会を構成員とした「山梨県障害者福祉事務研究会」を設置し、各種課題に

ついて検討してきています。当研究会については、平成十五年度においても支援費制度施行後における課題などについて引き続き検討をしていく予定ですので、今後ともご協力をお願いします。



預金保険制度の改正と 地方公共団体における公金管理について

1 預金保険制度の改正

(1) ペイオフの経過

ペイオフとは、預金保険制度により、金融機関が破綻した場合の預金の払戻し保障額を、一金融機関につき、一預金者当たり元本一、〇〇〇万円とその利息までとする措置である。

預金保険制度は昭和四十六年三月の預金保険法の成立（当初の保険金の支払い限度額は一〇〇万円）

によりスタートしたものの、これまで実施に至ることはなく、平成八年六月の預金保険法の一部改正により、平成十三年三月末までペイオフの実施が凍結されることとされたが、さらに、平成十二年五月の預金保険法の一部改正により、平成十四年三月末までペイオフ解禁が一年延期された。

(2) 新しい預金保険制度

平成十四年四月より、当座預金や普通預金等の流動性預金を除き、定期性預金についてはペイオフが解禁されたところである。

この流動性預金に係るペイオフについても、平成十五年四月から実施が予定されていたが、平成十四年十二月十一日に「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立（同年十二月十八日公布）し、決済機能の安定確保のための制度面での手当てを行い、

解禁の準備を整えながら、金融システムの安定確保の観点から、不良債権処理が終結した後の平成十七年四月からとその後を二年延長することとされた。（図1参照）

この結果、流動性預金については、現在と同様に平成十七年三月末までは全額保護が継続されることとなった。それまでの間に、各地方公共団体においては、公金預金の考え方、ルール、体制を整えておく必要がある。

平成十三年度末時点での県内市町村における公金預金の運用状況をみてみると、公金預金残高の約三十五%が流動性預金で運用され

■平成17年3月末までは、利息のつく普通預金も現在と同様、全額保護

図1

預金保護の姿	今回の改正		
	平成14年4月～平成15年3月	平成15年4月～平成17年3月	平成17年4月～
当座預金 (別段預金)	全額保護	利息なし 利息あり	全額保護 =金利ゼロのもの
普通預金	全額保護		
定期預金等	合算して元本1,000万円 までとその利息	合算して元本1,000万円 までとその利息	合算して元本1,000万円 までとその利息

ており、また、相殺が可能な借入金残高は公金預金残高の約四十一%となっている。したがって、単純に合計すれば、公金預金残高の約八割弱が現在では、保全されていると言いうこともできる(もちろん、相殺で保全されている預金債権が全額定期性預金であると仮定した場合であるが)。全国の市町村では、流動性預金によるものが約五十三%、相殺によるものが約三十六%、合計約九割と、県内市町村に比べ特に流動性預金による運用の比率が高くなっている。

(3) 保護対象となる 決済用預金

平成十七年三月までは、流動性預金を中心として、公金預金の保全策を検討することになるが、同年四月からは、この流動性預金が、全額保護される決済用預金とそうでないものに分かれることとされている。

決済用預金とは、次の三要件を満たす預金であるとされている。

- ① その契約又は取引慣行に基づき為替取引等に用いることができるものであること(通常必要な決済サービスを提供できること)
- ② その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること(要求払いであること)

と)
③ 利息が付されていないものであること

したがって、指定金融機関による歳計現金の保管について、現在、当座預金として預けられているものは、決済用預金として全額保護されることとなり、普通預金に預けられている場合でも、当座預金又は金利の付されていない普通預金への預け替えを行うことにより全額保護の対象となることとなる。

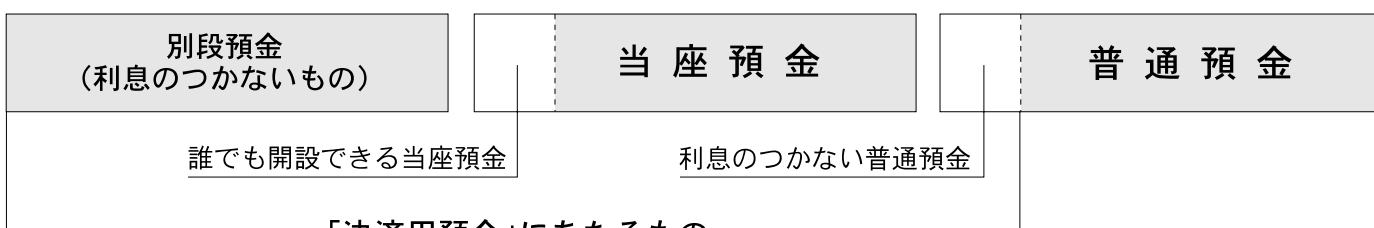
一方、決済用預金に当たらない普通預金については、定期預金と同様、全額保護の対象ではないこととなる。有利子でなければ、資金運用の目的が達成できないと考えられる場合の公金の運用については、定期預金等による運用を検討することになるが、地方債との相殺可能額を把握した上で、相殺可能額を超える残りの運用額については、預け入れ金融機関の健全性を把握しつつ運用するか、あるいは、国債等、預金以外の資産による分散運用を図るという方法によることになる。(図2参照)

(4) 税金等の収納金も 全額保護

各地方公共団体においては、住民の利便性や収納の効率性の観点から、様々な金融機関を収納代理

■「決済用預金」にあたるものは全額保護

図2



- ▶ 要求払い
- ▶ 決済サービスを提供できること
- ▶ 金利ゼロ

(注)「決済用預金」という新たな預金ができるのではなく、金利ゼロなどの条件に該当する実際の預金が全額保護される。

金融機関として指定し、税金等の
 収納を行っている。この場合、住
 民等が納付した公金は、各収納代
 理金融機関から指定金融機関の口
 座に回送されるまでの数日間、別
 段預金等の流動性預金に保管され
 ており、この間の公金の保全をど
 のように行うのかという問題があ

った。この点については、今回の
 預金保険法の改正によって、収納
 代理金融機関から指定金融機関ま
 での収納金の移転途上にある資金
 については、仕掛かり中の決済資
 金として決済用預金とみなして全
 額保護されることとなった。

2 公金管理に関する責任と保全方策

(1) 公金運用に関する責任

公金に関しては、歳計現金及び
 歳入歳出外現金について、地方自
 治法第235条の4（現金及び有
 価証券の保管 第1項により、「最
 も確実かつ有利な」方法により保
 管しなければならないとされてい
 る。基金については、地方自治法
 第241条（基金 第2項により、
 条例で定める特定の目的に応じ、
 「確実かつ効率的に」運用しなけ
 ればならないとされている。
 公金運用に携わる職員に関する
 法的責任のあり方については、地
 方自治法第243条の2第1項に
 より、地方公共団体の収入役や職
 員等が故意または過失により、保
 管に関わる現金を亡失した時は、

これによって発生した損害を賠償
 しなければならないとされている。
 故意の場合とはもなく、普通に
 要求される程度の注意義務を怠る
 事実があれば過失ありとされるわ
 けであるが、普通に要求される程
 度の注意義務とは何かということ
 を考えると、地方公共団体の公金
 運用（管理）の職務について、ど
 こまでの金融的専門性が求められる
 のかという問題がある。
 さらに、公金運用に当たって、
 どこまで資料を集めれば調査義務
 を果たしたと言えるのか、また、
 どのような規範に則って運用を尽
 くしたのかという、いわば、公金
 運用担当者の行為規範をどのよう
 に設定するのかという問題もある。
 あるいは、運用に万全を尽くした
 上で、金融機関の破綻等が避け得

なかつた場合に、どのような公金
 保全方策を準備していればよいの
 かという、いわば、公金預金の担
 保的機能をどのように整備するの
 かという問題もある。
 いずれにしても、このリスクを
 ゼロに近づけるために担当職員に
 課せられる注意義務は非常に高い
 ものとなる。

(2) 公金管理の三原則

公金管理に対するスタンスとし
 て、安全性・流動性・収益性とい
 う三つの原則を挙げることができ
 る。

まず、公金管理、特に、歳計現
 金の管理については、安全性の確
 保が求められる。行政運営の資源
 となる公金について元本の安全性
 の確保が重要となる。信用リスク
 をいかに減らすのかという問題で
 ある。

次に、流動性の確保である。公
 金は、行政運営上必要な時に必要
 なだけ使用するために管理するの
 である。地方公共団体の運営上必
 要となる資金を十分満たすべく、
 定期預金や債券運用の場合には、
 残存期間構成を十分に考慮するこ
 とが必要である。さらに、予想外
 の資金ニーズが発生した場合に備
 え、相当程度の流動性を確保して

おく必要もある。

公金管理における収益性をどう
 捉えるかは難しいところである。
 できる限り収益性を確保し、行政
 資源である資金を増やしておくこ
 とは、公金管理における責務の一
 つであることは当然である。しか
 しながら、公金の基本的性質は、
 やはり住民のために使用すべき行
 政資源を預かっているというもの
 であり、投資信託のように運用利
 回り収入を専ら期待されるもので
 はない。収益期待性とリスクは随
 伴する。相当のリスクを負ってま
 で、収益性に期待しているとは思
 えない。

このように考えると、やはり安
 全性と流動性という二つの条件を
 重視した上で、利回りの最大化を
 図ることが適当と言える。

この点、決済機能の安定を確保
 する制度として決済用預金の全額
 保護措置が導入されたので、当座
 預金での運用が念頭にあった歳計
 現金等の運用については、今後、
 その保全方策も確保されることと
 なる。

(3) 決済用預金以外の 公金預金の保全方策

決済用預金以外の公的預金の保
 全方策については、まず、一般的
 には、定期預金等で運用しながら

何らかの担保をとるということが考えられるが、預金に対して担保を徴収することは難しい。

そこで、預金債権を有する当該金融機関に対して同時に借入金等の債務を負っている場合には、相殺によって保全を図ることができ。このために必要な預金規定（定期預金の満期日が未到来であっても当該金融機関が破綻した場合に預金者が相殺できるようにするもの）の整備がされることにより、公金預金の保全方策としては、非常に有効なものであるが、相殺によって保全しうる預金債権額には限度もある。

なお、相殺については、一定の事由が発生した場合に、意思表示をまたずに相殺の効力が発生する旨の特別の契約を締結していなければ、金融機関の破綻の場合に、改めて地方公共団体の側から相殺の意思表示が必要である。一般的には、地方公共団体が自らの預金と借入金を確認した上で、どの預金とどの借入金とを相殺するのかを記載した相殺通知書に預金通帳・証書等を添えて、破綻した金融機関に提出することが必要である。

また、自己の債権について、どの程度が相殺によって保全可能であるのかを常に把握しておくことが必要である。さらに、相殺を実

行すれば、相応の現金も失われることになるが、その場合、一時的な資金手当が必要なこともあるので、あらかじめ留意を要する。

次に、国債、政府保証債、地方債等の元本の償還及び利息の支払いが確実な債権による運用が考えられる。ただし、途中転売等をした場合、その価格が購入価格を下回ることも十分想定される。このため、満期まで保有することが原則となる。もちろん既発債を購入して満期までの期間を短くすることもできる。また、預金による運用を債券による運用に変更すれば、その分、当該金融機関からは資金が流出することにもなるが、債券による運用額は全国的にみれば決して多くないことから、前向きな検討を行うことも視野に入れていく必要がある。

3 おわりに

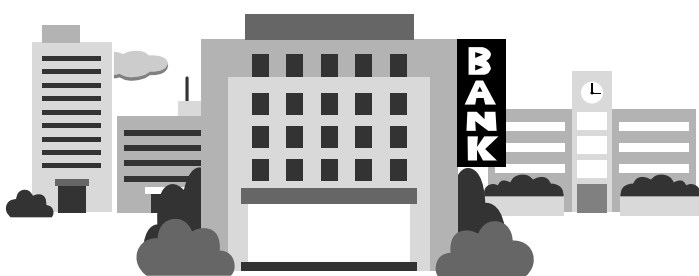
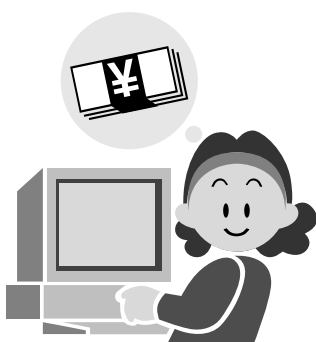
このように見てみると、公金預金の保全方策としても決して定番となるものがあるわけではない。公金の管理に当たっては、今回の預金保険制度の改正を踏まえ、それぞれの地方公共団体の置かれた状況等を踏まえた対応をとっていく必要がある。

また、公金の安全性を考える際、より安全な金融機関のみに預け入れなければならないということになるが、各地方公共団体においては、地域の金融機関との関係もあり、その選択に難しい問題もあると思われる。しかし、パイオフ解禁に伴い、今後の公金の適切な管理のためには、「金融機関」という肩書きだけで資金を運用すればよいという意識は改めなければならぬだろう。特に、基金で運用するような預金は金融機関に資金を預け入れているのではなく貸し付けているのであり、金融機関に対して債権者としての意識を明確に持つことが求められる。このためには、経済状況等も踏まえた幅広い知識の習得に努めることも望まれる。

いずれにしても、地方公共団体

の公金管理については、自らの責任で対応しなければならない。特に、公金運用の担当者には、事前の明確な行為規範の存在や事後における一定の説得力ある判断理由が求められる。

各団体においては、それぞれの職務の立場において自らに課せられた職責を如何に果たすのか、様々な意見、情報を交換しつつ、進んでいく必要がある。



市町村合併をともに考える

合併市町村のまちづくり

市町村課 合併・広域行政担当

三月一日、平成に入って県内最初の合併となった「南部町」が誕生し、四月一日、平成に入って本県最初の市制施行となる「南アルプス市」が誕生します。そこで、今回、南部町と南アルプス市の将来像とまちづくりの基本方針について紹介します。

南部町

1 新町の将来像

水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり

新町は、中央を流れる富士川とその支流に沿って広がる森林によって構成される豊かな自然を有しています。この美しさを後世に残しながら、それと調和した魅力あふれる地域づくりを推進します。

また、山梨県の玄関口にふさわしい個性ある街並みの形成を目指します。そのためには、住民一人ひとりが地域の魅力を理解し、その中で暮らしに對する誇りや郷土愛を育むような人づくりを推進します。

この人づくりを、様々な活動を生み出

2 新町建設の基本方針

(1) 水と緑と共に生きるまちづくり

(生活環境)

新町の特徴は、河川の水と森林の緑であります。こうした豊かな自然の魅力を

すうえでの活力の源とするだけではなく、地域間交流や国際交流を推進するうえでの原点と位置付け、人と人のふれあいを大切に育んでいきます。

こうしたまちづくりを通して、本地域に暮らす人々の「ふるさと」であるばかりでなく、訪れる人々が懐かしく感じ、「心のふるさと」として愛する場所になることを目指して、本地域の将来像を「水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり」とします。

活かしながら地域づくりを推進するためには、地域の生態系の営みが、後世にわたり持続可能であることが非常に重要であります。

こうしたことから、豊富な森林資源の多様な機能を最大限に活かしながら、自然環境の保全を推進することを目指します。

生活環境においては、快適な日常生活を送ることが出来る空間の整備や、自然と調和した個性あふれる街並みの形成を推進します。

こうした個性を生かした環境整備を推進し、新たな定住ニーズを生み出していきます。

(2) 多様な交流の拠点・連携による魅力づくり(産業)

新町における交流を、都市部との交流と本地域内における住民間の交流という二つの視点からとらえます。

都市部との交流として、豊かな自然を背景とした観光・レクリエーションを中心とする方向を目指します。また、豊かな自然環境とその恩恵による観光を推進するため、より高付加価値のサービスを提供することを進めながら、生態系と経済活動の両方が持続できるような方策を検討します。

さらに、中部横断自動車道の整備に伴い、新規産業の誘致を推進するとともに、光ファイバー網などの高速・大容量の情報通信基盤を整備し、それを活用したSOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)：小規模事務所や在宅勤務者の自宅事務所)での新たなビジネスに対応し、支援を行っていきます。

地域内の交流では、住民の日常生活を支えるための様々な活動や産業の活性化を目指します。例えば、農業分野では、地域内の生態系を考慮した農産物の生産、加工、消費から有機物の堆肥化による地域内の循環システムを構築し、自然環境と共生した地域づくりを進めます。

そのためには、こうしたシステムを支える多様な産業の育成や異業種連携を推進することが重要であります。

(3) 自立と生きがいを育むコミュニティづくり(健康・福祉)

高齢化が進行する状況の中、一人ひとりが自立しながら生きがいをもった生活ができることが何よりも重要であります。そのためには、多様な居住空間を確保するとともに、様々な活動や交流の機会を提供し、多様なコミュニティの形成を推進します。

また、健康・福祉などのサービス提供については、最新の情報通信技術や住民相互の助け合いなど、地域の実情に合わせて様々な手段を取り入れながら住民ニーズを満たしていきます。

医療については、医療後進地域の解消を目指すとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(4) 安心して暮らせるまちづくり(安心・安全)

自然と共に生きる中においても、住民が生活する上での安全性を確保すること

は不可欠であります。そのために、従来の防災対策を継続するとともに、東海地震に備えた建物の耐震化や防災情報の提供、避難経路や避難場所の確保などの基盤整備を推進します。

また、域内外の道路網整備を積極的に推進し、町民の利便性の向上を図ることにより、定住の促進を図るとともに、一体的な地域づくりを目指します。

広域道路網の整備については、静岡県側の都市部とを結ぶ幹線道路(国道469号)の整備を促進し、通勤・通学の利便性の向上を目指すとともに、都市部からの観光客のアクセスを容易にします。

(5) 郷土愛を持つ人づくり
(教育・文化)

南アルプス市

1 新市の将来像

六色の夢きらめく躍動の新文化都市

三つの「六色の輝き・未来に継ぐ夢と希望の都市づくり」、「人と自然が織りなす調和のとれた都市づくり」、「生活者の視点に立った住みよい都市づくり」の基本理念を踏まえ、すべての市民が真

2 新市づくりの基本づくり

(1) 情報と連携の都市づくり

輝きに満ち、調和のとれた住みよい新市の形成のためには、市民と行政が共通の認識を持ち、一体となった取り組みが何より重要です。

また、行政が個人のプライバシーに配慮しながら、様々な情報を積極的に開示するとともに、まちづくりや地域活動へ

地域づくりの中心となるのは、本地域に暮らす住民であり、その原動力は、地域に対する愛着心や郷土愛であります。こうした地域に対する想いを醸成するためには、図書館などを中心に地域の歴史や文化に関する情報提供を促進し、また、住民主体の学習活動の推進や地域の再発見を目的としたイベントの開催などを推進します。

このような活動を通して、蓄積された様々な地域文化の情報を地域内のみならず全国に向けて発信し、多くの人々に本地域の魅力を理解してもらえよう努力します。

また、郷土の精神を受け継ぎながら、次の世代を担う人材の育成を推進します。

に豊かな生活を送ることができるよう、活力とうるおいに満ちた新都市の建設を目指し、本市の将来像として「六色の夢きらめく躍動の新文化都市」を掲げます。

の市民の参加システムを確立し、市民の意思を行政に反映する機会を拡大することと求められます。

このため、地域の情報化の推進や市民参加の環境整備を行い、市民ニーズを反映した行政運営、情報公開、市民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

また、市民相互の連携を強化し、それ

ぞれの特徴を生かした地域づくりを進めるため、コミュニティ施設の整備・充実など地域活動の活性化を促進します。

(2) にぎわいと活力あふれる都市づくり
幹線交通網の整備や価値観の多様化など、時代の変化に対応した産業・経済活動の展開を図るため、本地域の特色を生かした新たな産業・経済の展開が求められます。

また、産業分野におけるグローバル化の進展、生産性の向上や高付加価値化など、新たなニーズに対応するためには、地域資源の活用による魅力ある商品やサービスの開発が求められます。

このため、本地域の特色を生かしつつ、農業と観光の融合化や商業振興とまちづくりの連動などを図り、新しい時代に即応した産業・経済活動の活性化を促進します。

(3) うるおいと利便性のある都市づくり
市民の活動や経済活動を支える都市基盤については、利便性や安全性の向上を目指した整備を進めるとともに、うるおいや快適性にも配慮した整備が求められます。

また、子供から高齢者まで、すべての市民が快適に活動できるよう、利用者の視点に立った整備が重要となります。

このため、格差是正など地域バランスに配慮しながら、広域交通網や公共交通基盤の整備・充実など、市民の利便性の向上を図るとともに、防災性や景観などに配慮したうるおいのある都市空間の整備を進めます。

(4) 快適で心のかよいあう都市づくり

少子高齢社会の対応や育児・介護機能の向上のため、子育てや介護に対する社会的支援がますます重要になっていきます。

また、環境問題が深刻化する中で、社会経済活動が環境に与える負荷の低減と市民の生活水準の維持・向上を両立させる循環型社会づくりが求められています。

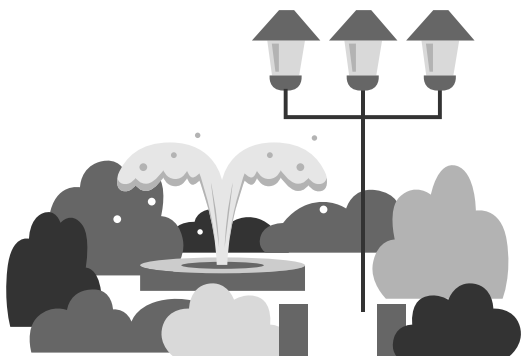
このため、健康づくりや子育て支援、介護支援の充実など、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、自然環境の保全やリサイクルの推進など、快適で安全な環境づくりを進めます。

(5) 個性と文化を育む都市づくり
社会経済の枠組みが大きく変わりつつある中で、新しい時代に対応できる自主性・主体性あふれる人材が求められています。

また、余暇活動や地域活動、文化活動などへの積極的な社会参加が進み、地域の特性に応じた文化の創造が求められます。

このため、次代を担う、たくましい人づくりを進めるとともに、市民一人ひとりのニーズに合った生涯学習が行える環境の整備を図ります。

また、地域の実情に応じたスポーツ環境等の整備を進めるとともに、個性豊かな地域文化の創造を図ります。



市町村からこんにちは!

Fight

がんばっていま~す!!

八代町企画課 中村 由美子

慣れた職場から隣の町へ。八代での辞令交付の日、職員になりたての頃の緊張感を思い出していました。知らない顔ばかり、初めてする統計の仕事、車で五分と離れていない所なのにこんなにも違うものかと戸惑い、まるで新人の様でした。そんな私に、八代の皆さんはやさしく接してくれ、声をかけてくれました。



この交流は私に一つの課題を与えてくれた機会でもありました。私は両町の「境目」に住んでおり、八代についても少しは知っているつもり、違いがあってもそれ程差はないと思っていました。しかし実際には…。八代では毎年町勢調査をやっている、町民からの「町づくりについての意見」を見て、知ることが多かったです。「地域社会への貢献」よく言われる言葉ですが、改めてこの言葉の意味を考え、これでは貢献以前の問題、もっとも地域社会について勉強しなくてはと思いました。

合併を控えた今、短い期間ではありますが、この交流という貴重な機会を得たものはたくさんあります。それをいつか活かせるよう、これからもがんばります。

白州町総務課 溝口 健一

初めまして、白州町役場の溝口です。今回、白州町と武川村での初の合併職員交流派遣職員として白州町に平成14年4月1日よりお世話になり早10ヶ月が経過しましたが、当時を回想してみると懐かしさと又惜別の感情も浮かんできます。昨年3月15日武川村での確定申告事務が終了しホットしたのもつかの間、3月20日午後2時に村長より「各課を渡り歩きしかも行政経験のある溝口君…武川村代表のトップバッターとして白州町でがんばってくれ」と言われ、まるで夢の中にいるような感じでその後の仕事は手につきませんでした。その後、3月26日白州町役場総務課税務係主査として異動内示発表、4月1日武川村役場並びに白州町役場にて辞令交付式があり、晴れて白州町役場職員としてのスタートを切ったのです。しかしながら、今回24年目にして初めて村外の職場への異動と言うこともあり、最初は言葉では言えない程毎日緊張の連続でした。仕事自体は、武川村在職中と同じ税務係で、わからないところは、課の仲間が親切に指導してくれたので大変助かりました。今まで一番印象に残っていることは、白州町福利厚生会の事業で仲間と静岡県沼津市へ釣りに出かけ船釣りを楽しんだこと、白州町福利厚生会親睦旅行で2泊3日函館・札幌の旅に参加したことです。早いもので、年も明け、今は2月17日から始まる確定申告の準備をしています。この3月号が発行される頃は、確定申告も終わっているかとは思いますが、この派遣を通じて、人と人との出会いの喜びや言葉の大切さを感じました。終わりになりますが、合併前に大変貴重な経験をさせていただき、また影ながら支えていただいた白州町の町長さんをはじめ職員の皆様に深く感謝するとともに、この経験をこれからの職務等に活かしていきたいと思っております。あっという間の1年間ではありましたが、いろいろな意味で大変勉強になりました。



県と市町村また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村間においてそれぞれ派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

御坂町産業課 高野 香

今回で4回目を数える御坂町役場との職員交流で産業振興課へ派遣されている八代町役場の高野香です。辞令を受けて期待に胸膨らませながらも、八代町では出納室での業務が長く、派遣先の御坂町では産業振興課の商工観光係、とまったく経験の無いところでしたので、いざ行くとなると、不安や緊張で押しつぶされそうでした。



新人職員に戻ったつもりで気持ちも新たにスタートし、あらゆる事が新鮮で、他町村を含めての合併の前に貴重な体験ができたことは、私にとって無駄のない1年だったと感じています。この1年で得たことを、これからの仕事にどう役立てていくかがこれからの私の課題だと思っております。

不慣れた私を温かく迎えてくれた産業振興課員をはじめ職員の皆様、またお世話になった方々に、迷惑をかけながらも充実した日々を送れたことを感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます

武川村建設課 藤森 昭

皆さんこんにちは、白州町より武川村へ職員交流として派遣されている藤森です。

振り返りますと、昨年の3月に町長より「4月から武川村へ出向してもらうので、がんばってこい」と言われました。両町村において初めての職員交流なので不安な日々を過ごしていました。そんな折、武川村の建設課長より電話で暖かい言葉を頂き「よし、がんばろう」という気持ちで4月を迎えました。隣接の町村なので、以前よりなんどかは伺ったことはありましたが、いざ初日となるとやはり緊張しましたが、明るく親しみやすい職場の雰囲気でしたのですぐに慣れることができました。仕事に関しては、不慣れた建設係ということで村長さんをはじめ職員や住民の方に大変ご迷惑をお掛けしてしまい申し訳なく思っております。



しかし、職員の野球チームや旅行、夏のこども祭り、秋のこめこめ祭り等に参加させて頂き多くの方と交流できたことは、何より私にとって貴重な財産となりました。早いもので、もうすぐ1年が経とうとしていますが、少しでも武川村のために役立つよう一生懸命努力したいと思っています。

今回の職員交流での経験は、今後の人生や仕事において必ず役立つものと確信しております。このような経験をさせていただいた武川村の方に心より感謝申し上げます。

県内市町村合併という大きなうねりの中、三珠町と市川大門町との人事交流2年目である、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの1年間の派遣を命ぜられ、市川大門町立市川保育所に勤務しております主任保育士の河野圭子です。小さいころから、あこがれていた保育士として20数年間保育の業務に従事しています。



他町村への派遣については、今まで具体的に考えたことはありませんでした。今までの勤務では町内の2か所の保育所のみでした。このため三珠町内の園児の状況は十分は握でき、その地域の実情にあわせた活動を取り入れ地域に密着した保育を同僚の保育士と一緒に力をそそいでまいりました。そうした中で市川大門町への派遣については、大きな戸惑いと不安を感じたことが昨日のような出来事のように思い出されます。

現在の勤め先、市川大門町は三珠町と異なり公立保育所が4か所あり保育士の数も多く保育事業の特別保育事業や子育て支援事業など幅広く取り入れてあること、保育業務の執行方法などの面をはじめ同じ公立保育所でありながらその相違には驚かされました。とはいえ、「保育の基本」は、どこでも同じと自分に言い聞かせ多忙な毎日を自分の元気の源と思ひ頑張っております。今回の派遣により得られた数々の経験を生かしながら能力開発にも努め、なお一層地域のニーズに対応した保育の充実に努めたいと思います。

1年間あらゆる面で御指導下さった園長先生や保育士の皆様、

竜王町立図書館 宮川倭香

平成14年4月より、敷島町立図書館から人事交流のため竜王町立図書館にお世話になっております。年度当初の慌しく戸惑いの多い日々と比べると、大分落ち着き職場にも慣れて来た様に思います。図書館の規模、利用者、蔵書数など県内屈指のこの図書館で感じたのは、職員の方全員が利用者に対しサービスに徹している事、誇りを持って仕事に携わっている事でした。次から次へと様々な仕事をこなしながら、新しい事にチャレンジしている職場の皆さんを見てると、自分自身日々勉強だと感じる毎日です。



同じ図書館の仕事をしていながら、自分が今まで考えも及ばなかった図書館のあり方、サービスに刺激を受け改めて図書館での仕事にやりがいを持つ様になりました。とても明るく、仲良しな職場の中に、職員の一員として働く事が出来たのは、私にとってとても幸せな事だと思います。

ここでの限られた時間、この貴重な機会を与えてくださった方、また温かく迎えてくれた竜王町の皆様に感謝しつつ、限られた時間を一所懸命頑張りたいと思います。

双葉町町立図書館 久保田紅美香



私がお世話になっている双葉町立図書館は塩崎駅から程近く、国道20号線沿いにあります。合併を控えた敷島、竜王からの利用者也増えています。館内はガラスで覆われているため、そこで働く職員同様、明るく暖かな雰囲気です。

平成14年4月1日、緊張と不安の入り混じった気持ちの私は、町長さんをはじめ双葉の皆さんに暖かく迎えられました。

新たな環境での勤務はそれまでとは少なからず違いが

職員交流で三珠町にお世話になり、早や1年が過ぎようとしています。

派遣の内示を受けた時は、市川大門町と三珠町が隣町とは言え、町内の異動とは違い、新しい環境の中での仕事に戸惑いや不安が大きかった事を思い出します。しかし、いざ三珠保育所に来てみると、園長先生はじめ、先生方が温かく迎え入れ、何かとアドバイスやサポートをして下さり、その不安もすぐになくなりました。



三珠保育所は、未満児から年長児まで50人が生活しています。その中で、運動会やクリスマス会等さまざまな行事や日常の遊びを通して、家庭的な雰囲気の中で大きい子と小さい子がふれ合いを楽しんでいます。

また、職員間では行事等の取り組みに対しては勿論のこと、日常の保育1つひとつに対してみんなで知恵を出し、話し合い、職員間の連携を取りながら進めている保育に子ども達の目の輝きや笑顔を見たり、また保護者の方々に喜んでもらったことが何より嬉しい出来事でした。

今回、このような交流の機会を与えていただき、新たな仲間との出会いの中で、充実した日々が過ごせたことに感謝しつつ、貴重な経験の中で学んだ事をこれからの保育にいかしていきたいと思います。

最後になりましたが、何も分からぬ私を温かく迎え入れ、ご指導下さった園長先生はじめ、先生方に感謝いたします。ありがとうございました。

敷島町立図書館 海野成江

「今回の人事交流は図書館の司書だって！」という話題が出た時、以前から「他の図書館で働いてみたい。」と思っていた私は、「私が選ばれるといいのに。」と思っていました。



そんな願いが通じたのか、私は敷島町立図書館にお世話になることになりました。見知らぬ人ばかりの中での仕事に多少の不安はありましたが、幸いに双葉町と同じシステムを使っていたので、仕事もすぐに始められ、すんなりと日常業務をする事が出来ました。

そして今では、教育長を始め、教育委員会の皆さんがとても親切にくださったので、もう何年も敷島町の職員だったような気分です。毎日仕事をさせていただいています。

この人事交流の1年間は、本当に学ぶことの多い、幸せな1年間でした。一生忘れることが出来ない、様々な貴重な体験もさせていただきました。心からの感謝でいっぱいです。ありがとうございました。

あり戸惑う事もありました。しかし、それゆえ初心に戻って出発できました。それまでの自分を振り返る良い機会になったのです。

私は今、人事交流により得ている多くの価値ある経験をもとに、自分の成すべき住民サービスについて再認識しながらがんばっています。

最後になりましたが、不慣れな私を支え、ご指導くださった双葉の皆さんに、この場をお借りし御礼申し上げます。

◆
提言

“山梨ブランド”を創る

苦言



株式会社はくばく代表取締役社長 長澤 利久

山梨県民の期待を担って山本栄彦新知事が誕生した。いまこそ意を新たに“新しい魅力をそなえた活力ある県土”へと、変革の第一歩を踏み出す好機である。

平成の大合併も正念場を迎えているが、当県では三月に新「南部町」が、四月には「南アルプス市」が発足する。市町村合併と地方分権は車の両輪だが、その目的は住民のニーズを最も身近な自治体がよく取り、国や県などに頼らずコスト意識をもって自立的に行われることにある。その為には専門職を含めた優秀な職員集団としっかりと財政基盤が必要であり、自主財源の確保が不可欠である。しかし小泉内閣は税源の移譲にあたっては交付税の見直しと補助金のカットと併せた「三位一体」で行う方針を掲げている。今後は少子高齢化が一段と進むこと考えあわせると、自主財源の乏しい小規模自治体のままでは、住民の行政サービス水準を維持することすら難しくなることをリーダーは真剣に受け止めて欲しい。

工業社会から知価社会へと転換するいま、大きく産業構造の変革を迫られ、労働力と資金を知価創造分野へ移動させる苦しみを味わ

っている。その中でこれまでの経済的・物質的豊かさの追求から、人それぞれが自分なりの価値観で幸せを考える時代に移りつつある。

行政を進める上においても、人々の生き方やライフスタイルが多様化していることを理解し、民間の知恵を充分発揮させる仕組みを工夫すると共に、教育などのソフト重視の政策を進めることが求められている。新しい行政システムへと変えていく市町村合併も、自治体間の知恵と人材の競争であり、その差で盛衰が別れる。構造改革で経済特区の試みも始まったところである“山梨教育”のあり方をもう一度大胆に議論し実験してみたものだ。

混沌の時代にはリーダーへの期待は高まりその責任は重くなる。

新知事は山梨の明日を創るため、二十一世紀にふさわしい活力と魅力溢れるビジョンを描き、その中長期にわたる方策を確信を持って提示することが求められている。

改革はトップの決断に懸っている。財政事情など厳しい制約のある中ではあるが、知恵を絞って山梨のめざすべき姿とその実現にあたっての価値基準・施策の軸を示して欲しい。行政関係者も新リーダー

のもとに「問題先送り・前例踏襲・危機意識不足」という“現代の日本病”を脱して、その実現に本気で汗を流して欲しい。

最後に、山梨経済活性化の一つの戦略として、日本に誇れる“山梨ブランド”を創ることを提言したい。県外の人々から見ると、山梨とはどういう特徴のある県なのかそのアイデンティティ（正体）が見えにくく、日本の中で、存在感に欠けている。山梨の経済をよくしていくためには、山梨のマーケットとしての魅力を高めて、人々が企業を興そう・住みつこう・訪ねてみたいという気持を持つような山梨のブランドイメージを創り上げねばならない。幸いわが故郷は、山梨百名山や水資源など豊かな自然環境に恵まれており、純朴な県民性もある。これらを活かして山梨らしい個性的な「観光山梨」構想をまとめあげ、全国に向けて粘り強く情報発信していくことを提案したい。観光産業は旅館・ホテルから運輸・レジャー・飲食業まで、裾野の広い産業であり、官民一体で基本戦略を練る価値があると思う。

はじめに

電子自治体の構築に向けては、昨年四月、(財)山梨県市町村振興協会において、市町村職員を主体とする「電子市町村システム共同化等研究会」を設置し、電子申請・届出システム等の共同処理に向けて調査研究を進め、昨年十月「中間報告」として、共同化の必要性やメリット、電子化する申請・届出業務の抽出、運営組織のあり方等が示された。

この後、この中間報告を基に、国の「共同アウトソーシング調査研究事業」受託を受け県・市町村一体の電子申請・届出システムの共同構築・運用について具体的な検討を進め、昨年十二月に「中間報告」が取りまとめられた。

以下、共同アウトソーシング研究会の「中間報告」について説明する。

電子化する申請・届出業務

平成十六年度運用開始時における電子申請・届出業務について、県業務については、国の実施方針の提示を見なければ電子化の可否を検討できない手続きも多いことから、当面、条例、規則で対応できる四十業務を目的に検討を進め

ることとしている。

一方、市町村業務については、市町村振興協会の中間報告で抽出した二十九業務について、業務特性、住民ニーズ等さらに検討を加え、次の業務を電子化する方向で検討を進めている。なお、平成十六年度以降順次申請業務数を拡大することとしている。

- 住民票の写し等の交付の請求(但し業者への交付については継続検討)
- 生涯学習、イベント等申込
- 所得証明書交付請求
- 土地・家屋評価証明交付請求
- 納税証明書交付請求
- 児童手当認定の申請
- 児童手当認定の受給資格及び所得に関する現状の届出
- 重度身体障害者医療費助成(登録)
- 重度身体障害者医療費助成(現況届)
- 身体障害者手帳の交付申請
- 業者登録(工事)
- 業者登録(物品)
- 国民健康保険被扶養者異動届
- 国民健康保険被保険者受給資格取得申請
- 印鑑登録証明書の交付請求
- 印鑑登録証亡失届、印鑑登録証廃止届、車検用軽自動車税納税証明書の三業務については継続検討する。

システムの構築・運用等の民間委託

従前のように、基本設計、詳細設計、構築、機器調達、運用を個別に発注する方式では、システムが予定どおり機能しなかった場合など、責任の所在が不明確であった。このような反省を踏まえ、本事業については、設計・開発・運用等を一括発注し、長期間の発注とする包括的アウトソーシングの手法を用いることとしている。

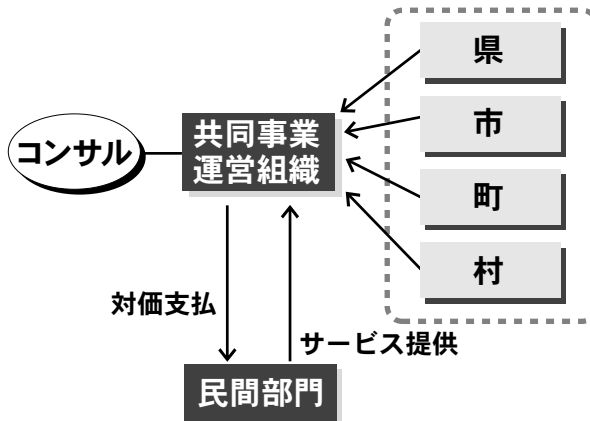
共同運営組織について

共同運営組織については、中間組織方式、多対一契約方式、個別契約方式について検討してきた。

これからの運用を考えると、利用数等実績(便益)に基づき、市町村間の負担割合を見直すことが必要になると想定されるため、中途で市町村間の負担割合の変更等が可能な中間組織方式を採用することとする。

中間組織に該当する組織としては、一部事務組合、第三セクター、財団法人等が想定されるが、研究会では、既存組織を活用する方向で検討を進め、最終的には一部事務組合の市町村総合事務組合に本業務を追加し運営することとしている。

また、機能追加、機器の追加などに伴う新規事業の企画及び県・市町村間の意見調整等を行うため、県・市町村職員からなる運営委員会等を設置し対応することとしている。



終わりに

運用当初は、共同ポータル及び電子申請・届出や施設予約・申込システムを行うこととしているが、今後、電子入札、電子調達、電子申告等についても国の動向や市町村のニーズを踏まえ、運営組織において適宜検討することとしている。

お答え します



Q 私の町では、町の公用車をリース契約により賃借することを検討していますが、リース契約で公用車として使用する軽自動車についての軽自動車税は、非課税となるのでしょうか？

A 軽自動車税の納税義務者については、原則的に軽自動車等の「所有者」と規定されています（地方税法第四二条の二第一項）。したがって、設問のケースについて当該軽自動車の所有者がリース会社であれば、使用の形態が公用または公共の用ということであっても、軽自動車税は非課税とはなりません。

軽自動車税の非課税の範囲については、国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地

方開発事業団が所有する軽自動車等並びに日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のもの等で市町村の条例で定める軽自動車等とされています。（地方税法第四四三条）。

これはその所有者の性格からみて規定されているもので、これらの非課税団体が、軽自動車等をこれら非課税団体以外の所有者から借り受けて使用する場合には、たとえ公用または公共の用に供されているとしても軽自動車税は非課税とはならないこととなります。

また、軽自動車税は前述のとおりその所有者に対して課税するものであり、非課税団体の所有する軽自動車等については、それがどのような用途に使用しているかを問わず課税されないとされています。

しかし例外として、国や地方公共団体等の所有する軽自動車等を非課税団体以外のものが借り受けて公用または公共の用以外の用に使用している場合、すなわち使用

の実態が特定の者の利益のためであるというようなケースでは、使用者に対して課税することとなります。

一方、国や地方公共団体等が、軽自動車等を非課税団体から借り受けて使用する場合には、公用または公共の用に使用されているとみなされるので軽自動車税は非課税となります（地方税法第四二条の二第三項）。

Q 今年の一月一日から、議員の定数の定め方が変わったということですが、どのようなことになったのでしょうか？

A 平成十一年七月に制定された地方分権一括法により、地方自治法が改正され、

これまで地方公共団体の議会の議員の定数は法定定数制とされ、地方公共団体は議員の定数を減ずる場合に条例を制定しその定数を定めてきました。平成十五年一月一日からは、地方分権の趣旨である自己決定の原則から、地方自治法の定める人口段階別の上限の範囲内で自らその定数を定める条例定数制となりました。これを受け、県内の市町村の全てが新たに定数条例を制定し、平成十五年一月一日以降の一般選挙から適用される

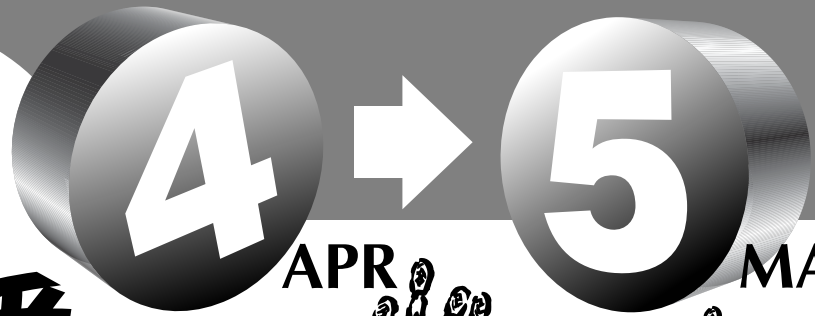
こととなりました。

その結果、平成十五年三月一日現在で県内の市町村の議員定数の総数は九百八十四人となり、これまでの定数から四十四人減少しました。以下、県内の状況は、別表のとおりです。なお、平成十五年四月一日に、八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町が合併して南アルプス市になります。南アルプス市の議員定数は、関係市町村の協議により三十人とすることが既に決められており、四月一日には、県内の市町村の議員の総定数は九百十八人となります。

市町村議会議員定数条例の制定状況

市町村	公布日	定数	法定上限数		旧定数		平成12年 国調人口	備 考
				比較		比較		
甲府市	H14.6.19	34	34	0	34	0	196,154	統一地方選
富士吉田市	H14.3.22	20	30	-10	24	-4	54,090	統一地方選
塩山市	H14.10.16	20	26	-6	20	0	26,126	統一地方選
都留市	H14.6.26	22	26	-4	22	0	35,513	統一地方選
山梨市	H14.10.4	20	26	-6	20	0	32,505	統一地方選
大月市	H14.6.18	22	26	-4	22	0	33,124	
韮崎市	H14.9.25	20	26	-6	22	-2	32,707	
市		158	194	-36	164	-6	410,219	
春日居町	H12.3.17	16	18	-2	16	0	7,456	
牧丘町	H13.3.17	16	18	-2	18	-2	5,920	
三富町	H13.3.28	10	12	-2	12	-2	1,372	
勝沼町	H14.6.26	16	18	-2	16	0	9,258	統一地方選
大和村	H13.9.28	10	12	-2	12	-2	1,541	統一地方選
石和町	H14.6.15	22	26	-4	22	0	26,989	
御坂町	H12.7.6	18	22	-4	18	0	12,067	
一宮町	H14.12.24	18	22	-4	18	0	11,036	統一地方選
八代町	H14.12.25	16	18	-2	16	0	8,336	
境川村	H14.9.19	14	14	0	14	0	4,551	統一地方選
中道町	H14.9.30	16	18	-2	16	0	5,556	
芦川村	H12.3.22	10	12	-2	10	0	590	
豊富村	H14.3.20	12	14	-2	14	-2	3,632	統一地方選
上九一色村	H14.12.20	12	12	0	12	0	1,639	統一地方選
三珠町	H14.12.19	14	14	0	14	0	3,994	
市川大門町	H14.12.18	18	22	-4	18	0	10,808	統一地方選
六郷町	H14.9.25	12	14	-2	12	0	4,052	統一地方選
下部町	H14.9.27	14	18	-4	14	0	5,530	
増穂町	H14.12.12	16	22	-6	18	-2	13,070	統一地方選
鯉沢町	H14.10.7	12	14	-2	14	-2	4,474	
中富町	H14.9.20	12	14	-2	14	-2	4,477	統一地方選
早川町	H14.12.12	12	12	0	12	0	1,740	
身延町	H14.9.24	16	18	-2	16	0	8,014	
南部町	H15.3.1	18	22	-4	30	-12	10,863	1年8月の間在任特例で30人
竜王町	H13.3.27	22	26	-4	22	0	40,559	
敷島町	H14.10.1	18	22	-4	20	-2	18,546	
玉穂町	H14.12.24	16	22	-6	16	0	10,443	
昭和町	H14.12.17	16	22	-6	16	0	15,937	統一地方選
田富町	H14.12.21	16	22	-6	16	0	16,694	統一地方選
八田村	H14.9.25	16	18	-2	16	0	7,016	
白根町	H14.9.27	20	22	-2	20	0	19,247	
芦安村	H14.9.18	10	12	-2	10	0	613	
若草町	H14.9.20	16	22	-6	16	0	11,105	15.4.1 合併 1年11月の間 在任特例で96人
櫛形町	H14.9.19	18	22	-4	18	0	18,920	
甲西町	H14.9.24	16	22	-6	16	0	13,215	
双葉町	H14.10.1	16	22	-6	16	0	12,601	
明野村	H14.6.28	14	14	0	14	0	4,757	
須玉町	H14.6.26	18	18	0	18	0	7,151	
高根町	H14.9.20	16	18	-2	16	0	9,218	統一地方選
長坂町	H14.6.24	16	18	-2	18	-2	9,252	統一地方選
大泉村	H14.9.20	12	14	-2	12	0	4,016	統一地方選
小淵沢町	H14.12.20	14	18	-4	16	-2	5,781	統一地方選
白州町	H14.6.24	14	14	0	14	0	4,285	
武川村	H14.6.21	12	14	-2	12	0	3,428	統一地方選
秋山村	H14.3.20	12	14	-2	12	0	2,386	統一地方選
道志村	H12.3.21	12	14	-2	12	0	2,087	
西桂町	H14.12.19	10	14	-4	12	-2	4,910	統一地方選
忍野村	H14.3.22	14	18	-4	14	0	8,367	統一地方選
山中湖村	H14.3.24	14	18	-4	14	0	5,274	統一地方選
河口湖町	H14.6.14	20	22	-2	20	0	18,506	
勝山村	H14.3.29	12	14	-2	12	0	2,502	統一地方選
足和田村	H14.3.14	12	12	0	12	0	1,587	
鳴沢村	H14.10.2	12	14	-2	14	-2	2,864	統一地方選
上野原町	H14.12.25	22	26	-4	22	0	27,771	
小菅村	H14.9.10	10	12	-2	12	-2	1,084	統一地方選
丹波山村	H14.9.27	10	12	-2	10	0	866	統一地方選
町村		826	978	-152	864	-38	477,953	
計		984	1,172	-188	1,028	-44	888,172	

市町村イベントごよみ



APR

MAY

春・本・番

とび出せっ! 自然の中へ

南アルプス市

第1回南アルプス桃源郷マラソン

平成15年4月13日

本年4月1日、峡西地域六町村が合併し、南アルプス市が発足します。これに伴い今まで白根町で開催されていた「白根桃源郷マラソン大会」が、より内容を充実させて「第1回南アルプス桃源郷マラソン」として装いも新たに発足し、マラソンコースも南アルプス市内に拡大されます。

今回は、新市の船出を飾るにふさわしく、特別ゲストとしてシドニー五輪の金メダリスト高橋尚子さんと、小出義雄監督が出演されます。

桃、サクランボの花が見頃となるこの時期、ぜひ南アルプス市へお出でいただき、春の陽気に負けない暖かいご声援をお願いします。

当日は甲府駅から無料の直通バスも運行されます。

(会場 櫛形総合公園陸上競技場)



南部町

第16回たけのこまつり

平成15年4月20日

南部の郷に春をよぶ「たけのこまつり」。今年で16回目を迎えます。今回は新南部町発足後初めての開催となり、盛大に実施されます。会場の南部町役場(旧富沢町役場)前広場の特設テントでは取れたてのたけのこやたけのこごはんなどの特産品が販売され、模擬店の出店もあります。

会場に設けられたステージでは地元中学生による吹奏楽の演奏会や、地元の方々による太鼓の演奏、キャラクターショー、芸人のショー、お楽しみ抽選会など親子で楽しめる多彩な催しが行われて賑わいます。

4月、県内ではまだまだ寒い日もありますが、南部町は県内で最も温暖な町。南部で県内一早い春をご満喫ください。

(会場 南部町役場(旧富沢町役場)前広場)



小菅村 第17回多摩源流まつり

平成15年5月4日

小菅村の豊かな自然、産業と文化を村民が一丸となって紹介し、多摩川流域に暮らす人々との絆を深め、魅力ある村づくりを進めるまつりで、昭和62年から開催されています。

「水と火と味」をテーマに、自然体験、小菅の味体験など5つのゾーンに分かれ、多摩川流域市町村に伝わる郷土芸能の披露、木工教室、マスのつかみ取り大会、特産のヤマメの塩焼き、そば、イノシシ汁など、多彩な体験が楽しめます。

まつりの最後を飾るのが「お松焼き」です。厳粛な雰囲気の中、高さ15mほどに積み上げられた松に地元小菅村と多摩川流域の青年が扮した山伏がたいまつで火を点け、太鼓・笛の演奏が響き渡る中、燃え盛る火を囲んで参加者の交流が広がります。最高潮の雰囲気の中、夜空を飾る打上げ花火で、まつりは感動の終幕を迎えます。

(会場 小菅村第一スポーツ広場ほか)



高根町 第12回長沢鯉のぼり祭り

平成15年5月5日

長沢の国道141号線沿いに広がる谷間に緑があふれ、菜の花や芝桜が咲く頃、色とりどりの鯉のぼり500匹が青空を背景に舞い泳ぎます。鯉のぼりは町内外の方から寄付されたもので、4月中旬から飾られ、自分の寄付した鯉のぼりに会いに来られる方もいます。

まつり会場では、地元産の野菜、地元で採れた山菜を使ったおこわなどの特産品の販売や餅つき大会が行われます。

隣接の泥田では、「鯉のつかみ取り大会」や子供を乗せたソリを親が引く「どろんこカヌー競走」、子供向けの「どろんこ障害物競走」など、見ているだけでも楽しいイベントが一日続き賑わいます。

(会場 南八ヶ岳花の森公園周辺)



芦川村 すずらんの里祭り

平成15年5月17日～25日

芦川の源流に広がる「ニホンスズラン」の群生地。これほどの規模は全国的にみても珍しく、県の自然記念物にも指定されています。開花は例年5月下旬からおよそ1ヶ月間で、花の盛りの時期に合わせて「すずらんの里祭り」が開催され、毎年多くの人で賑わいます。

まつり期間中は午後8時頃まですずらんのライトアップが行われ、夜間も鑑賞を楽しむことができます。会場には特設のテント村が設置され、特産品の販売が行われます。期間中の5月18日には村内を流れる芦川でヤマメ釣り大会も実施されます。

なお、この祭りでは、すずらん育成の費用に充てるため、すずらんの鑑賞の際に中学生以上の方からおひとり200円を頂いております。ご協力のほどよろしく願いいたします。

(会場 すずらん群生地、同駐車場)



市町村振興協会たより

市町村の広域連携推進事業を支援します！

本協会では、平成12年度から複数の市町村で構成する団体等が行う広域行政又は地域間交流、連携施策及び事務の共同化等に関する調査研究事業を支援するため、次のとおり市町村等広域連携推進事業（詳細は、平成15年2月4日付、梨市振発第15号にて通知しました交付要綱等を参照願います。）を実施しており、平成14年度は下記のとおり20事業へ助成を行いました。

平成15年度においては、市町村合併に伴う広域圏の見直しに係る調査研究をはじめ住民との協働に向けたNPOやボランティア団体等と市町村の連携による調査研究、広域的な災害危機管理のため調査研究、地域の観光振興に向けた調査研究など、時代の変化やニーズを反映した調査研究事業を積極的に支援をして参りたいと考えておりますので、本助成制度の活用をお願いします。

1. 助成対象

複数の市町村で行う調査研究事業(複数の市町村職員で構成する広域職員研究グループも対象とします)

2. 対象事業

- 広域調査研究
- 事務共同化調査研究
- 市町村職員等の自主的な調査研究

3. 助成対象経費

調査研究に要する経費(講演会、シンポジウム開催経費及び調査研究の一部を委託調査する経費を含む)のうち、市町村が負担する経費とする。(他県市町村との調査研究事業の場合、本県市町村負担分)

4. 助成額

助成対象経費の2分の1以内、3,000千円限度。
ただし、広域職員グループ調査研究事業については、全額助成、500千円限度

5. 助成期間

原則として、単年度とし、継続事業にあつては最大限3年とする。
(理事長が認める事業については、最大限5年間)

6. 申請等事務手続き

申請を希望する場合は、県市町村課(合併・広域行政推進担当)と事前協議(調整)を経てから、本協会へ申請願います。

7. その他

助成事業の成果及び取り組み状況について、本協会にて報告会を開催します。

[平成14年度市町村等広域連携推進事業助成金交付決定一覧表]

広域行政圏	実施主体	構成市町村	調査研究事業
	合併協議会事務連絡会議	県、6法定合併協議会、峡西広域行政事務組合 合併準備室、2任意合併協議会	市町村合併及び事務の共同化等に関する調査研究事業
甲府地区	中部西関東市町村地域連携協議会	山梨県34市町村・長野県10市町村・静岡県2市	連携型リサイクル・廃棄物処理事業構想策定事業
	竜王町・敷島町・双葉町広域行政研究会	竜王町・敷島町・双葉町	合併に向けた一部事務組合等広域行政に係る調査研究事業
	竜王町・敷島町・双葉町行政機構研究会	竜王町・敷島町・双葉町	合併に向けた行政機構等の調査研究事業
	竜王町・敷島町・双葉町電算事務研究会	竜王町・敷島町・双葉町	合併に向けた電算事務の共同化調査研究事業
	三町連絡協議会	竜王町・敷島町・双葉町	合併に伴うきれいなまちづくりに関する調査研究事業
	三町行政課題研究会	玉穂町・昭和町・田富町	三町合併問題・行政課題等調査研究事業
	峡西地域まちづくり研究会	白根町・櫛形町・八田村・芦安村・若草町・甲西町	広域的視点にたったまちづくりの施策研究事業
峡南	市川大門町・六郷町・増穂町・鵜沢町職員事務研究会	市川大門町・六郷町・増穂町・鵜沢町	市川大門町・六郷町・増穂町・鵜沢町合併事務研究事業
	南巨摩地区企画開発研究委員会	増穂町・鵜沢町・中富町・身延町・早川町・南部町・富沢町 ・峡南広域行政組合計算センター	情報化推進とネットワーク整備調査研究事業
	下部町・中富町・身延町総務企画議事会事務局関係職員事務研究会	下部町・中富町・身延町	総務、企画、議会関係事務共同化等調査研究事業
	下部町・中富町・身延町産業経済建設関係職員事務研究会	下部町・中富町・身延町	産業、経済、建設関係事務共同化等調査研究事業
	下部町・中富町・身延町住民教育関係職員研究会	下部町・中富町・身延町	住民、教育関係事務共同化等調査研究事業
	南部町・富沢町合併研究会	南部町・富沢町	南部町・富沢町合併研究事業
	南部町・富沢町農林商工統合調査会	南部町・富沢町	南部町・富沢町農林商工統合調査事業
峡北	峡北地域7町村企画総務研究会	明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村	合併に向けた企画、総務部門の事務統合調査研究事業
	峡北地域7町村建設産業環境研究会	明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村	合併に向けた建設、産業、環境部門の事務統合調査研究事業
	峡北地域7町村文教厚生研究会	明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村	合併に向けた文教、厚生部門の事務統合調査研究事業
	峡北地域7町村広域事務処理研究会	明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村	合併に向けた一部事務組合等広域行政に係る調査研究事業
山梨県東部	山梨県東部広域連合	都留市・大月市・上野原町・秋山村・道志村・小菅村・丹波山村	広域行政推進調査研究事業
計			20事業

はっらっ!! 市町村職員

4月に竜王町役場に採用され、保健指導係に配属されました。私は、健康診断や家庭訪問、健康教育、健康相談など、地域住民の健康の維持・増進を目的とした様々な保健活動を行っています。これらの活動を通して、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の住民と接する機会が多く、毎日充実した日々を送っています。

入った頃は仕事を覚えることが大変で、また、何をすることも自信がなく、自分の知識の無さを実感しました。そのような時、先輩の保健師が相談に応じてくれたり、自分が分からないことがあると色々指導して下さったおかげで、現在はゆとりをもって仕事を行うことができるようになりました。

1年目ということでこれから学ぶことはまだ数多くありますが、様々な活動を通して知識・技術を身につけ専門性を高めていくと共に、住民から信頼される保健師を目指したいと思っています。



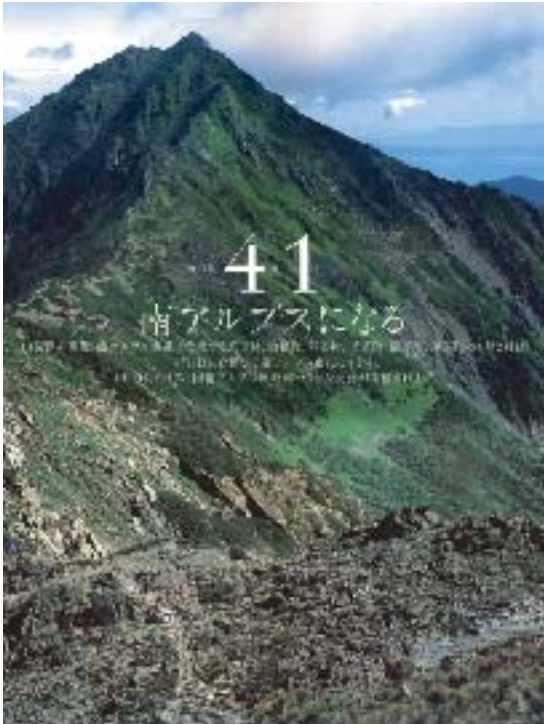
総合保健福祉センター・保健指導係
やまもと ひろこ
山本 紘子さん（竜王町）



A F T E R N O T E S

編集後記

弊誌「自治の風」は、平成11年7月に地方分権一括法の施行を翌年に控え創刊された。創刊号の特集は「地方自治が変わる、市町村が変わる」であった。それでは、この4年で市町村はどのように変わったのか。すくなくとも、市町村合併によりその規模や区域・数は変わろうとしている。また、4年前では注釈のいるNPOや説明責任などの語句も一般化し多くの住民や職員に使われてきている。さらに、住民による直接請求や住民監査請求も増大している。徐々にではあるが、地方分権を担う住民や職員が変わりつつあるのである。



平成15年4月1日、八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町が合併して南アルプス市が誕生します。

【山梨自治の風】

平成15年3月発行第12号 発行／(財)山梨県市町村振興協会 〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15-35 TEL.055-237-3153 yamanashi@ympa.or.jp
編集／山梨県総務部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichoson@pref.yamanashi.jp